

東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う 基礎調査報告書

令和 2 年（2020 年）3 月

 株式会社 エックス都市研究所

目次

1	はじめに	1
1.1	業務名	1
1.2	契約期間（業務期間）	1
1.3	業務の目的	1
1.4	業務内容	1
	（1） 国の法律・計画・手引き等の整理	1
	（2） 社会情勢の変化と動向	1
	（3） 東大阪市の社会的動向	1
	（4） ごみ排出量等の動向	1
	（5） 家庭系ごみ質調査	2
	（6） 事業系ごみの現状把握	2
	（7） 事業系ごみ減量施策の立案	2
	（8） 現行東大阪市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況と計画課題の把握	2
2	国の法律・計画・手引き等の整理	3
3	社会情勢の変化と動向	4
	（1） 地球温暖化防止・低炭素社会の構築	4
	（2） 食品ロス	4
	（3） 海洋プラスチック/プラスチック問題	7
	（4） 家庭系ごみの有料化	9
	（5） 高齢化対策	10
4	東大阪市の社会的動向	11
	（1） 人口の動向	11
	（2） 事業所の現状	13
5	東大阪市のゴミの現状	14
	（1） ごみ排出量、原単位の推移	14
	（2） 大型ごみ有料化後の不燃の小物、大型ごみ量について	16
	（3） 他都市との比較	17
	（4） ごみ・資源に関するアンケート調査結果	19
6	家庭系ごみ質調査	24
6.1	調査の概要	24
	（1） 調査の目的	24
	（2） 調査対象ごみ	24
	（3） 調査方法	25
	（4） サンプル量と分類作業量	29
	（5） 全市平均のごみ組成算定の考え方	29
6.2	調査の結果	30
	（1） 調査対象ごみの実態	30
	① 家庭ごみのごみ組成	32

②	プラスチック製容器包装のごみ組成	36
③	もえない小物	37
(2)	ごみ組成調査のまとめ	38
①	組成概要	38
②	資源化可能物の割合	39
③	家庭ごみ中のきれいなプラスチック製容器包装の占める割合	40
④	食品ロスの排出実態	41
⑤	プラスチック製容器包装の排出状況	42
7	事業系ごみの現状把握	45
(1)	東大阪市内の事業所の状況	45
(2)	事業系一般廃棄物の組成（近隣市の例）	46
(3)	東大阪市内の一般廃棄物減量計画書	47
(4)	展開調査の実施状況	47
8	目標の推移、達成状況	48
9	現行東大阪市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況と計画課題の把握	50

1 はじめに

1.1 業務名

東大阪市一般廃棄物処理基本計画基礎調査業務委託

1.2 契約期間（業務期間）

令和元年（2019 年）6 月 28 日～令和 2 年（2020 年）3 月 31 日まで

1.3 業務の目的

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、東大阪市の一般廃棄物処理に関する基本的な事項について定める「東大阪市一般廃棄物処理基本計画」のうち「ごみ処理基本計画」策定に要する基礎調査を行うことを目的とする。

分別収集計画や循環型社会形成推進地域計画等の本市のごみ処理行政の基幹となる一般廃棄物処理基本計画を改訂するにあたり、国の法律・計画等の整理、社会情勢の変化と動向、東大阪市の地域性や人口、ごみ排出量の動向などを把握・整理するとともに、ごみに関する基礎調査を実施するもの。

なお、令和元年度は基礎調査業務を実施し、令和 2 年度に東大阪市一般廃棄物処理基本計画を改訂する予定である。

1.4 業務内容

（１） 国の法律・計画・手引き等の整理

「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」、「各種リサイクル法」、「循環型社会形成推進基本計画」、「ごみ処理基本計画策定指針」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「一般廃棄物会計基準」などについて内容を整理・把握する。

（２） 社会情勢の変化と動向

地球温暖化防止や低炭素社会の構築、食品ロスや海洋プラスチックごみ削減のため市民・事業者・行政の協働による取組みの展開、家庭系ごみの有料化の浸透など、社会情勢の変化と動向について把握する。

（３） 東大阪市の社会的動向

人口・世帯数の動向、大規模住宅等の開発、土地利用の変化など、東大阪市の社会的動向について「総合計画」等既存統計資料から把握する。

（４） ごみ排出量等の動向

ごみ排出量、資源化量、ごみ質等の動向について、東大阪市一般廃棄物処理基本計画の改訂に関連して、現行処理計画の進捗状況や計画見直しにあたっての課題が把握できるように整理

する。

（５） 家庭系ごみ質調査

東大阪市内から、市平均のごみ質が把握できるよう 3 地区を選定し、家庭系ごみ〔粗大ごみを除く、家庭ごみ、不燃の小物（乾電池・ライター・使用済小型電子機器等含む）、プラスチック製容器包装〕の組成調査を行う。

（６） 事業系ごみの現状把握

東大阪市の事業系ごみの特性を把握するとともに、特定事業所の廃棄物減量計画書から規模の大きな事業所の再生利用率を把握し、他都市の状況と比較するなどにより、事業系ごみの減量可能性について検討する。

（７） 事業系ごみ減量施策の立案

事業系ごみの減量に向けた手法に関する情報収集と減量施策を立案する。

（８） 現行東大阪市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況と計画課題の把握

現行東大阪市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について整理するとともに、改訂にあたっての計画課題を把握する。

2 国の法律・計画・手引き等の整理

- 現行計画策定中の平成 28 年（2016 年）以降、次表のとおり、国等の法律や計画、指針等、新たに制定、改定が行われている。

図表 2-1 現行計画策定中以降の国等の法律や計画、指針等の状況

法律、指針、計画、通知等	主な変更点 等
東大阪市の一般廃棄物処理基本計画策定の参考、影響があるもの	
廃棄物処理法 [平成 29 年 3 月改正]	● 食品廃棄物の不正転売事件（いわゆるダイコー事件）への対応、その他産業廃棄物関連の改正
廃棄物処理法 [令和元年 9 月改正]	● 廃プラスチック類の処理施設において優良産業廃棄物処分業者が行う廃プラスチック類の処分・再生の場合の保管数量の上限を増加（通常処理能力 14 日分→28 日分）
グリーン購入法 [平成 31 年 3 月改正]	● プラスチック・地球温暖化・食堂等の運営委託等に係るグリーン購入・調達基準の見直し（ワンウェイプラスチックの使用禁止、食堂での食べ残し削減の呼掛けの実施等）
第 4 次循環型社会形成推進基本計画 [平成 30 年 6 月閣議決定]	● 地域循環共生圏の考え方の追加、食品ロスの指標化、プラスチック資源循環、災害廃棄物処理関連の充実、少子高齢化への対応等
廃棄物処理法に基づく基本方針 [平成 28 年 1 月変更]	● 廃棄物減量化の新たな目標量（平成 32 年度（平成 24 年度比））を設定 一般廃棄物排出量 約 12%減、再生利用率 約 21%→27%、最終処分量 約 14%減 ● 地域における一般廃棄物の排出抑制・循環的利用、循環型社会と低炭素社会との統合的実現（地域循環圏づくり）や災害廃棄物への対応について追加、充実 [参考]大阪府(平成 32 年度) 再生利用率 15.8% 生活系ごみ 403 g/人・日
ごみ処理基本計画策定指針 [平成 28 年 9 月変更]	● 平成 28 年 1 月改定の「廃棄物処理法に基づく基本方針」に沿って、ごみ処理基本計画策定時の観点が追加
災害廃棄物処理計画策定指針 [平成 30 年 3 月改定]	● 多発、激甚化する自然災害での災害廃棄物処理の経験を踏まえ、片付けごみ、集積場（一次仮置場の更に手前の地域の集積場所）管理、受援/支援計画の重要性の追加 等 ● 平成 31 年度/令和元年度(2019 年度)に入り、指針に付随する技術資料が改定（一部は準備中）
持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）（環境省） [平成 31 年 3 月]	● 都道府県に対し、今後 10 年間程度の計画期間で、広域化・集約化計画の策定を通知
特定のごみ種に関するもの	
プラスチック資源循環戦略 [令和元年 5 月]	リデュース、リユース・リサイクル、再生利用・バイオプラなどの区分毎に重点戦略、目標（マイルストーン）を設定
廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）（環境省） [令和元年 5 月]	産業廃棄物の廃プラスチックの自治体での焼却処理の依頼、推進等
プラスチック製買物袋の有料化のあり方について（案）（環境省） [令和元年 11 月]	プラスチック製買物袋の有料化等、容器包装リサイクル法省令改正のベースとなるとりまとめ案 来年 7 月 1 日から施行（予定）
食品ロス削減推進法（議員立法：内閣府所管） [令和元年 5 月]	都道府県、市町村の食品ロス削減推進計画の策定を努力義務として規定 等 ※令和 2 年 1 月～2 月「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 素案」にパブリックコメントを実施
その他の法、指針、手引き等	
● 環境基本計画、循環型社会形成推進基本法 ● 容器包装リサイクル法等の各種リサイクル法 ● 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省） ● 一般廃棄物処理有料化の手引き（環境省） ● 一般廃棄物会計基準（環境省） ● 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き	

3 社会情勢の変化と動向

（１） 地球温暖化防止・低炭素社会の構築

- 平成 27 年（2015 年）12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定は、歴史上初めて先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減の努力を求めたもので、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃あるいは 1.5℃に抑えるために、各国が自主的な目標を設定、取組状況の評価を受けることが求められている。
- このパリ協定に基づき、国では、2030 年までに 2013 年比で温室効果ガス排出量を 26%削減し、さらに長期的な目標として 2050 年 80%減を目指している。
- 平成 30 年（2018 年）6 月には、国のパリ協定長期成長戦略懇談会において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会提言」をまとめ、あらゆる選択肢を追求し、エネルギー転換・脱炭素化を目指すとしている。
- また環境省では、平成 30 年（2018 年）4 月に閣議決定した第五次環境基本計画において、「複数の課題の統合的な解決」という SDGs の考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱している。

（２） 食品ロス

【国の動き】

- 食品ロスに対する社会的関心が高まっている。それを受けて、食品ロス削減推進法が制定され、自治体に対し、食品ロス削減推進計画の策定を求めている。
- 令和元年 12 月 16 日開催「第 2 回食品ロス削減推進会議」において、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（素案）」を議論、概要は、図表 3-1、図表 3-2 のとおりである。

【大阪府の動き】

- 大阪府では「食品ロス削減ネットワーク懇話会」（平成 30 年（2018 年）8 月設立）において、大阪府内での食品ロス削減について議論、検討を行っている。
- その中で、キャンペーン実施、啓発冊子等作成、アンケート実施等を行っている。

【他地域の動き】

- 東大阪市も加盟する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」（事務局：福井県）の設立（平成 28 年（2016 年）10 月）を皮切りに、国や各自治体、市民・事業者の取組事例も積み上がり、徐々に取組が浸透している。
- ただ、取組内容は「食品ロスを推進する飲食店等の登録制度」「3010 運動等宴会での食べきり運動」「食品小売店での値引き販売等の PR」「家庭での食べきりアイデアレシピ」等の自治体による啓発施策が多くを占めている。
- 啓発以外の施策としては「フードドライブの実施」（多数）、「販売期限の延長による食品ロス削減効果に関する調査・社会実験」（京都市）がある。

図表 3-1 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 各主体に求められる役割と行動（消費者・事業者）

主体	主体毎の役割 等 （要約）	
消費者	食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握し、見直しを図り、日々の生活から排出される食品ロスの抑制に努める。また、持続可能な消費行動を行い、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援するよう努める。 [期待される具体的な行動]	
	場面	具体的な行動
	買物	● 家にある食材のチェック、期限表示を理解のうえ、使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等の活用）、使い切れる分だけ購入 ● 消費者の要望から品切れを起こさないよう食品小売業者等が過剰に食品を仕入れざるを得ないことが食品ロスの発生要因の一つであることを意識すること ● 食品ロスの削減への取組を行っている店舗の積極的な利用 ● 包装資材（段ボール）に傷や汚れがあったとしても、商品である中身に問題がなければ、そのまま販売されることに理解・協力すること
	食品の保存	● 冷蔵庫等の整理整頓に努め、庫内の食品を適切に管理 ● 食材に応じた保存方法を行い、使い切るまで適切に保管 ● 災害時用備蓄食料の「ローリングストック法」の実践 ● 期限表示の理解と戸別に判断した上での賞味期限を過ぎた食品の喫食
	調理	● 食材を計画的に使い切る。使い切り調理の実践 ● 食べ残しを減らすために食べきれる量を食卓に上げる ● 作りすぎたものの適切な保管、リメイク等の工夫で使いきり ● 食材の食べられる部分はできる限り無駄にしない（過剰除去をしない）
	外食	● 食べきり協力店などの食品ロス削減の取組を行っている店舗の積極的な利用 ● 適量注文、食べきりの実践 ● 宴会時の「3010運動」等の実践 ● 食べ残した料理の自己責任での持ち帰りの実践 ● 多量な宴会料理の提供、営業終了間際まで料理が充実したbuffetサービス、品切れのないメニュー等を望む消費者の要望から外食事業者が過剰な料理提供や、食材の仕入れをせざるを得ないことが、食品ロスの発生要因の一つであることを意識すること
農 林 漁 業 者 ・ 食 品 関 連 事 業 者	サプライチェーン全体で理解を深め、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、発生する食品ロスを把握し、見直しを図ることにより、排出される食品ロスの抑制に努める。なお、どうしても発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行う。 [期待される具体的な行動]	
	場面	具体的な行動
	農林漁業者	● 規格外の農林水産物の有効利用
	食品製造業者	● 食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持 ● 賞味期限の延長 ● 年月表示化など賞味期限表示の大括り化 ● 食品小売事業者と連携した適正受注の推進 ● 消費実態に合わせた容量の適正化 ● 製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用の促進
	食品卸売・小売業者	● 3分の1ルール等の緩和や、日配品の適正発注の推進等の商慣習の見直し ● 天候や日取り（曜日）などを考慮した仕入れ、販売等の工夫 ● 季節商品の予約制採用、需要に応じた販売の工夫 ● 消費期限、賞味期限に近い食品から購入するよう促す取組（値引き等） ● 小分け販売、少量販売
	外食事業者等	● 天候や日取り（曜日）などを考慮した仕入れ、販売等の工夫 ● 消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）の導入 ● 3010運動等の食べきりを促す取組 ● 持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨のわかりやすい情報提供 ● 外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者は、削減のための可能な取組の実践
	共通	● 包装資材（段ボール）に傷や汚れがあったとしても、商品である中身に問題がなければ、そのまま販売することを許容 ● フードシェアリング等のサービスの活用等による売り切りの工夫 ● フードバンクの活動とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供

図表 3-2 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画

[地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画の意義]
● 国が実施する施策に加えて、地方公共団体が地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要 ● 食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興等の観点から、重要な位置づけ ● 都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定することが望まれる
[食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項]
①推進体制の整備 ● 関係する部局間で、認識を共有することが重要 ● 関係部局から構成される連絡会議を設けて、情報共有及び調整を行い、各施策の連携を深めることなどが必要 ● 地域の食品関連事業者等、関係団体・事業者等との協働が必要 ● 食品ロス削減推進計画の策定に関し、関係法令に基づく各種の計画（食育推進計画、廃棄物処理計画等）との調和を保つことが重要 ②地域の特性等の把握 ● 地域の取組の現状や課題を把握し、その結果に基づき、削減計画を策定 ● 削減計画は、ごみ袋の開封による、組成調査を行い、現状を把握した上で策定 ● 近隣の地方公共団体との間で、食品ロス削減推進計画の内容や、その実施状況等について情報交換等を行い、地域間の連携を図る ③計画策定時留意事項 ● 地域の特性に応じた取組を盛り込む ● 廃棄物処理法に規定する廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、同計画の中に食品ロスの削減の取組を位置づけることも検討 ● 食品ロスの削減による廃棄物量、廃棄物処理費用、CO2 削減量等の削減見込みを明記することが望ましい ● 食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物について、再生利用（飼料化、肥料化、その他）を検討 ● 地方公共団体における SDGs や地方創生の取組の中に食品ロスの削減の取組を位置づけることも検討 ④策定後の推進 ● 連絡会議等を活用し、定期的に取り組の成果を検証し、PDCA サイクルの徹底を図りつつ、効果が上がるよう推進することが重要
[地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画の意義]
● 国が実施する施策に加えて、地方公共団体が地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要 ● 食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興等の観点から、重要な位置づけ ● 都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定することが望まれる
[食品ロスの削減目標等]
● 食品ロス削減推進法及び基本方針の目指すところは「多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスを削減すること」 ● 国の目標は「2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減」（第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年 7 月）と整合） ● 「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%」
その他、「国の基本施策」、「（国の）関連する施策との連携」、「実施状況の点検と基本方針の見直し」が示されている

(3) 海洋プラスチック/プラスチック問題

【国の動き】

- 「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月)を策定し、1人当たりの容器包装廃棄量が世界で2番目に多い状況への対応として、2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制、さらにプラスチック製容器包装のリユース・リサイクル、バイオプラスチックの導入等を目標に据えている。
- また、「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について(案)(環境省)」(令和元年11月)では、2020年7月からのプラスチック製買物袋の有料化方針が打ち出されている。
- その他、グリーン購入法の改定により省庁等の庁舎内の食堂等でのプラ製ストローやスプーンなどの提供取り止め、会議などでのペットボトル飲料の配布取り止め方針を打ち出している。

図表 3-3 国の「プラスチック資源循環戦略」(概要)

	Plastics Smart	プラスチック資源循環戦略（概要）	
背景		令和元年5月31日	
◆廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題 ◆我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題			
重点戦略		基本原則：「3R+Renewable」	
リデュース等	- ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) - 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進		
リサイクル	- プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル - 漁具等の陸域回収徹底 - 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 - アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 - イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム		
再生材 バイオプラ	- 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） - 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） - 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い - 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 - バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入		
海洋プラスチック対策	プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指すた - ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 - 海岸漂着物等の回収処理 - 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化) - マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラップ製品のマイクロビーズ削減徹底等) - 代替イノベーションの推進		
国際展開	- 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） - 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）		
基盤整備	- 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） - 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） - 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） - 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開） - 資源循環関連産業の振興 - 情報基盤（ESG投資、エシカル消費） - 海外展開基盤		
◆アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出⇒持続可能な発展に貢献 ◆国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進			

【大阪府の動き】

- 大阪府では、「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」(令和元年(2019年)1月28日)を宣言し、プラスチックの資源循環の推進、河川や海洋の汚染防止、府民・企業と連携し、海洋プラスチック汚染の啓発、使い捨てプラスチックの削減、3Rのさらなる推進、ポイ捨て防止、プラスチック代用品の活用とうの取組み実施を掲げている。(東大阪市もこれを受け、「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ!宣言」を8月に宣言済み:市役所、議会でのマイバッグ、マイカップの率先活用、過剰なプラスチック利用の見直し、主催イベントでの使い捨てプラスチック使用削減・分別、会議での使い捨てプラスチック使用削減等)
- あわせて行政、事業者、NPO及び府民等の各主体の取組推進を図るため「おおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議」(座長:大阪産業大学 教授 花田真理子)を設置し、令和元年(2019年)8月と12月に会議を開催、令和元年度(2020年度)にも2回開催の予定である。
- その他、府民啓発としてエコバスツアーやシンポジウムの開催、「おおさか3Rキャンペーン」でのマイバッグ、マイボトル持参啓発、「学生エコチャレンジミーティング」(平成30年度(2018年度))の開催や、大阪湾での「マイクロプラスチック実態調査」(令和元年(2019年)9月と12月(予定))を行っている。

【他地域の動き】

- 庁舎内コンビニエンスストアでのレジ袋配布の原則取り止め(北海道)
- 庁舎内コンビニエンスストアでの紙袋配布への切替(三重県)
- 庁舎内弁当販売店での弁当容器のリユース化(福岡県)
- 容器包装や本体をプラスチック製以外のものを減量とした啓発物品への切替(名古屋市)
- 市民、事業者からのプラスチックごみゼロ宣言の募集(神奈川県)
- ごみ指定袋、有料指定袋へのバイオプラ原料の採用(多数)
- 紙製ストローの使用感に関するアンケート調査(山形県)

図表 3-4 神奈川県 トライ!マイエコ10宣言(プラごみゼロ宣言バージョン)

私たちの環境行動宣言かながわエコ10トライ

トライ!マイエコ10宣言《プラごみゼロ宣言バージョン》

プラスチックによる海洋汚染を防ぐため、16の「プラごみゼロ宣言」に関するメニューの中からできそうなことを10個選んでみましょう!そして、ぜひ実践しましょう!

①プラスチック製ストローの使用は控える	②マイバッグを持参し、レジ袋はもらわない	③マイボトル、マイ箸を持ち歩く	④お店でプラスチック製スプーンなどをもらわない
⑤スーパーなどで食品を小分けにするポリ袋の使用を減らす	⑥ごみの少なくなるものを選んで買う	⑦食品の保存の時は、ふたつき容器を使う	⑧買い物の時には、簡易包装を頼む
⑨海岸などでのレジャーのあとは、ごみを持ち帰る	⑩海岸などのごみ拾いに参加する	⑪使っているものの識別マークを確認する	⑫プラごみはルールに従って、分別して出す
⑬自分がどのくらいプラごみを出しているか考えてみる	⑭プラごみがどのようにリサイクルされるか調べてみる	⑮家族や友人にプラごみを減らすよう呼びかける	⑯プラごみによる海洋汚染について調べてみる

☆HPからも宣言できます! (マイエコ10宣言HP: <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ep4/cnt/1360478/index.html>)

マイエコ10宣言

宣言日(記入日)

年 月 日

氏名(ニックネーム可)

お住まいの市町村

年 代

～19・20～29・30～39
40～49・50～59・60～69
70～

メールアドレス(任意)

月2回、環境情報メールマガジンにてお送りします!

(控え)

1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16

(4) 家庭系ごみの有料化

- 大阪府内の有料化自治体は、市で 33 市中 13 市（約 39%）、町で 9 町中 6 町（約 67%）、村で 1 村中 1 村（100%）となり、大阪府全体で 46.5%になっている。
- 有料化自治体は大阪府南部の自治体に集中している。
- 近隣の府県では、和歌山県、奈良県、京都府が大阪府よりも有料化自治体が多くなっている。市に限れば大阪府が近畿 2 府 4 県中、有料化実施率が最も低くなっている。
- 家庭系ごみの有料化については、ごみ減量効果が認められるものの市民の負担増に繋がるため、市民の意見を反映し、取り組む必要がある。

図表 3-5 近畿 2 府 4 県の有料化自治体

府県	府県内市区町村数				有料化市区町村数				有料化実施率(%)			
	市	町	村	合計	市	町	村	合計	市	町	村	合計
大阪府	33	9	1	43	13	6	1	20	39.4%	66.7%	100.0%	46.5%
滋賀県	13	6	－	19	8	0	－	8	61.5%	0.0%	－	42.1%
京都府	15	10	1	26	9	5	1	15	60.0%	50.0%	100.0%	57.7%
兵庫県	29	12	－	41	13	5	－	18	44.8%	41.7%	－	43.9%
奈良県	12	15	12	39	7	12	9	28	58.3%	80.0%	75.0%	71.8%
和歌山県	9	20	1	30	8	19	0	27	88.9%	95.0%	0.0%	90.0%

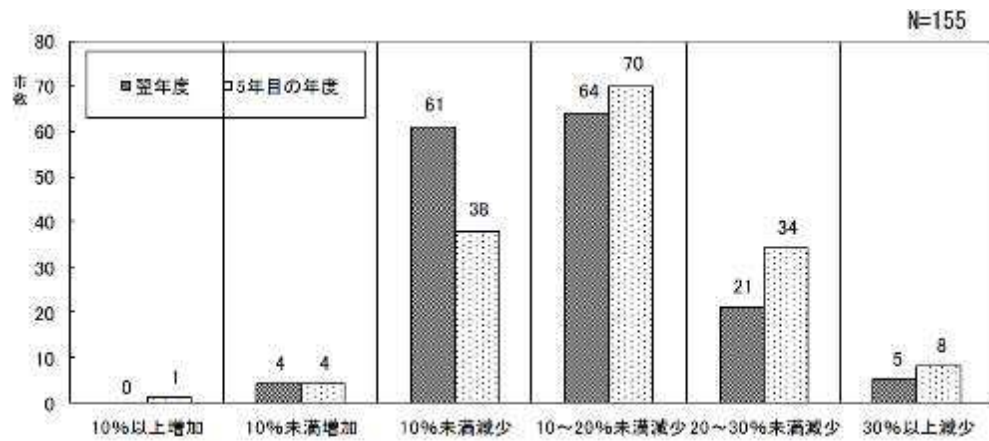
出典：東洋大学 教授 山谷修作「全国市区町村の家庭ごみ有料化実施状況（2018 年 10 月現在）」

図表 3-6 大阪府内の有料化自治体・導入年月・手数料等

市町村名	導入年月	手数料等
富田林市	H8 年 2 月	指定配付枚数を超えるとき シール 30L 用 1 枚 50 円、45L 用 1 枚 100 円
河内長野市		
大阪狭山市		
太子町		
河南町		
千早赤阪村		
岸和田市	H14 年 7 月	指定配付枚数を超えるとき シール 30L 用 1 枚 70 円、45L 用 1 枚 100 円
	H22 年 4 月	指定袋 10L 袋 1 枚 10 円、20L 袋 1 枚 20 円、45L 袋 1 枚 45 円
箕面市	H15 年 10 月	指定配付枚数を超えるとき 指定袋 20L 袋 1 枚 40 円、30L 袋 1 枚 60 円
能勢町	H15 年 10 月	指定配付枚数を超えるとき シール 45L 用 1 枚 100 円
貝塚市	H16 年 4 月	指定袋 30L 袋 1 枚 9 円、45L 袋 1 枚 9 円
池田市	H18 年 4 月	指定配付枚数を超えるとき 指定袋 10L 袋 1 枚 20 円、20L 袋 1 枚 40 円、30L 袋 1 枚 60 円、40L 袋 1 枚 80 円
	H24 年 4 月	指定袋 10L 袋 1 枚 8 円、20L 袋 1 枚 16 円、30L 袋 1 枚 24 円、40L 袋 1 枚 32 円
泉佐野市	H18 年 4 月	指定袋 10L 袋 1 枚 10 円、20L 袋 1 枚 20 円、50L 袋 1 枚 50 円
泉南市	H20 年 4 月	指定袋 10L 袋 1 枚 10 円、20L 袋 1 枚 20 円、30L 袋 1 枚 30 円、45L 袋 1 枚 45 円
阪南市	H20 年 4 月	指定袋 15L 袋 1 枚 15 円、30L 袋 1 枚 30 円、45L 袋 1 枚 45 円
忠岡町	H20 年 10 月	指定袋 20L 袋 1 枚 20 円、30L 袋 1 枚 30 円、45L 袋 1 枚 45 円
熊取町	H21 年 4 月	指定袋 20L 袋 1 枚 10 円、45L 袋 1 枚 20 円
田尻町	H22 年 2 月	指定袋 10L 袋 1 枚 10 円、20L 袋 1 枚 20 円、50L 袋 1 枚 50 円
泉大津市	H22 年 12 月	指定袋 15L 袋 1 枚 15 円、30L 袋 1 枚 30 円、45L 袋 1 枚 45 円
高石市	H25 年 4 月	指定配付枚数を超えるとき シール 15L 用 1 枚 30 円、30L 用 1 枚 60 円、45L 用 1 枚 90 円
和泉市	H27 年 10 月	指定袋 5L 袋 1 枚 5 円、10L 袋 1 枚 10 円、20L 袋 1 枚 20 円、45L 袋 1 枚 45 円

出典：大阪府「循環型社会の構築に向けた現状と課題及び施策の基本方針 関係資料（一般廃棄物）」（平成 28 年 4 月 28 日）

図表 3-7 2000 年度以降家庭ごみ有料化 155 市の有料化導入後の家庭ごみ排出原単位減量効果別市数



注) 横軸は有料化導入前年度比での家庭系ごみ排出原単位の平均減量率。

出典：東洋大学 教授 山谷修作「2000 年度以降家庭ごみ有料化 155 市のごみ減量効果（2018 年 6 月掲載）」

（５） 高齢化対策

※東大阪市は、家庭ごみと資源ごみの収集支援を「ふれあい収集」として取組済み

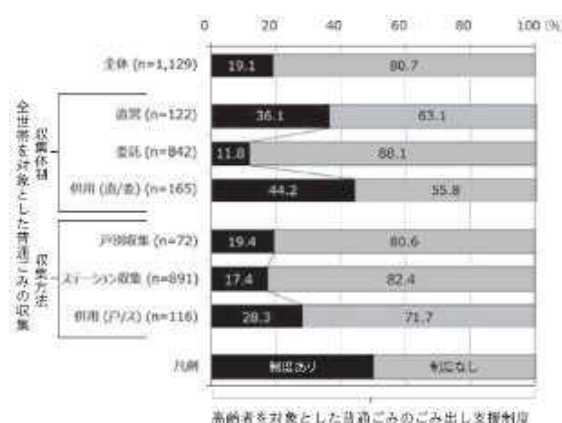
【国の動き】

- 国立環境研究所は、「高齢者ごみ出し支援ガイドブック」（平成 29 年 5 月）、「高齢者ごみ出し支援事例集」（平成 29 年 8 月）を発表している。
- 総務省は、令和元年(2019 年)11 月 29 日に「単身の要介護者や障害者等、ごみ出しが困難な状況にある世帯に対する支援に要する経費について、その所要額の 5 割を地方特別交付税で措置する」としている。

【他地域の動き】

- 全国での普通ごみの高齢者ごみ出し支援サービスの導入状況は 2015 年時点で、約 19%の自治体で取り組んでいる。この数年間の間に施策として広がったと考えられるため、現在は多くの自治体で取組が進んでいると考えられる。
- また、市民の敷地内、宅内からの大型ごみの搬出サービスを行う自治体もある。（大阪市、枚方市、福岡市、北九州市 等）
- その他に、分別が難しい高齢者や障害者等に分別を免除し、そのことがわかるようごみ袋に貼付けるシールを提供する自治体もある。（横浜市、日野市、水俣市 等）

図表 3-8 ごみ出し支援制度の導入状況



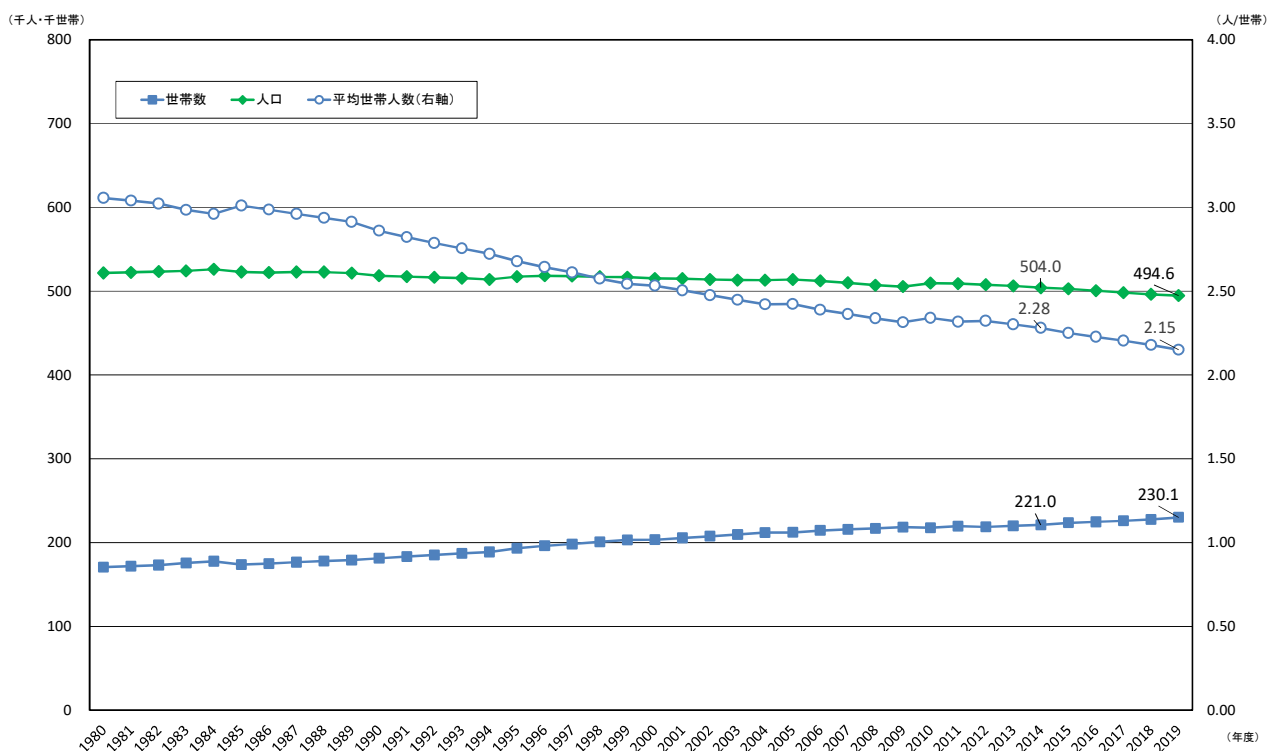
出典：「自治体による高齢者のごみ出し支援の取り組み」、小島英子、多島良、廃棄物資源循環学会誌、Vol.28, No.3,（平成 29 年 5 月）

4 東大阪市の社会的動向

(1) 人口の動向

- 東大阪市の人口は、昭和 59 年（1984 年）の 514 千人をピークに、増加に転じた平成 7 年（1995 年）を除き、徐々に減少している。
- 現行計画の基準年である平成 26 年度（2014 年度）と令和元年度（2019 年度）を比較すると、人口は約 9 千人減、世帯は約 9 千世帯増、平均世帯人数は 0.13 人/世帯の減である。
- なお、平均世帯人数は、2.15 人で、大阪府平均（令和元年度（2019 年度））の 2.16 人とほぼ同じである。

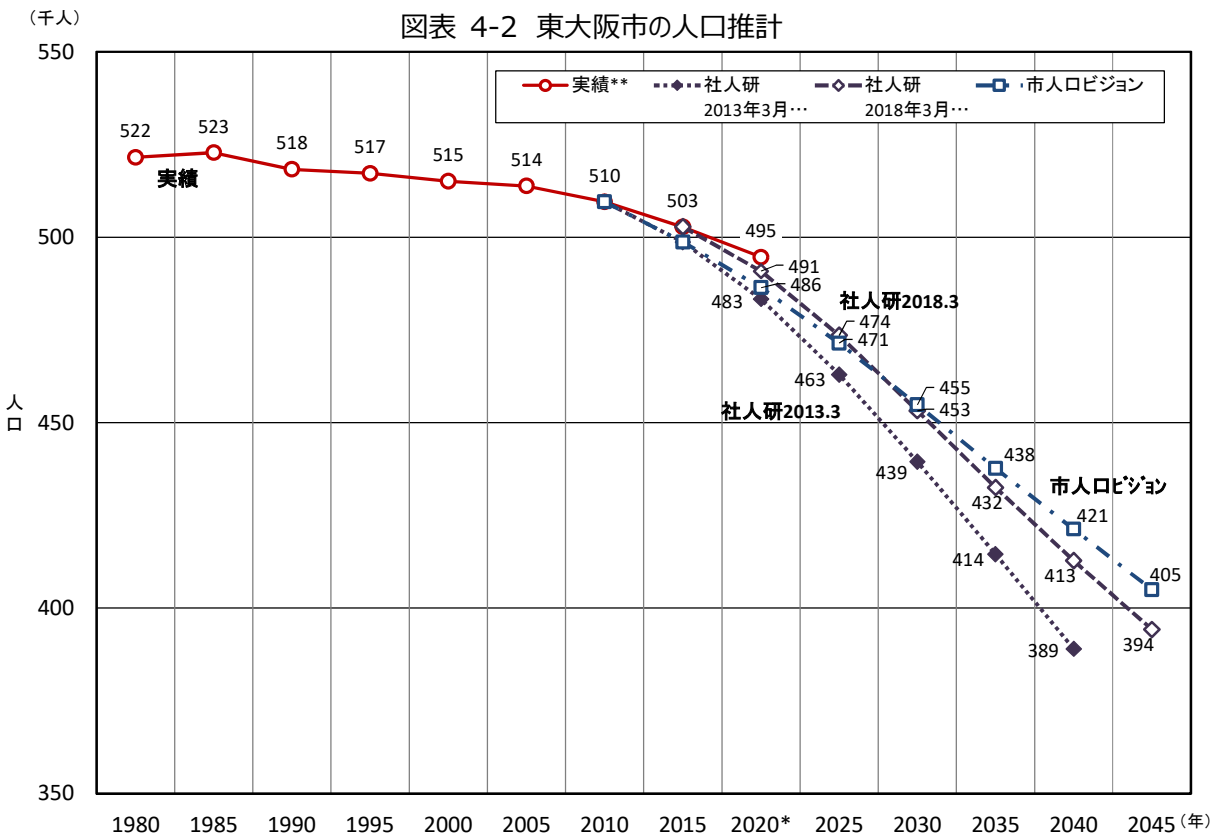
図表 4-1 東大阪市の人口・世帯・平均世帯人数の実績推移（推計人口ベース）



東大阪市 統計書より作成

- 将来推計人口と人口実績の比較、各種の将来推計人口は次のとおりである。
- 令和元年（2019 年）10 月現在で、495 千人で、東大阪市人口ビジョン（平成 28 年（2016 年）3 月）の 2020 年推計 486 千人と比べ、約 1 万人多くなっている。
- 人口の減少は想定よりも鈍化しているが、現行計画後期の最終目標年度である令和 7 年(2025 年)までに約 1～2 万人の減少が想定されている。
- なお、東大阪市では、推計人口の見直しを行っており、令和 2 年 12 月には人口ビジョン案の作成、令和 3 年 3 月に策定が予定されている。*

*令和元年度第 1 回東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者懇談会(令和元年 6 月 24 日開催)資料より



各年10月1日現在

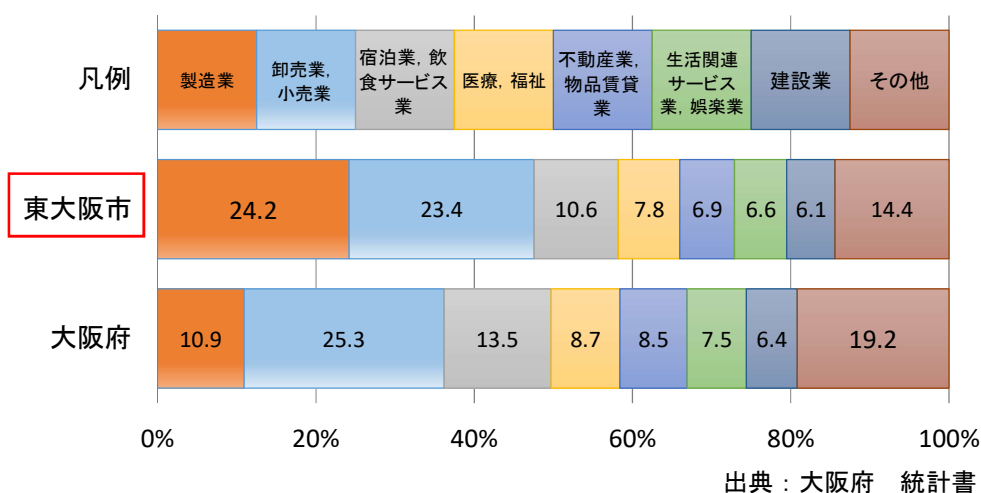
年		人口(千人)			
		実績**	社人研 2013年3月 推計	社人研 2018年3月 推計	市人口ビジョン
昭和55	1980	522			
昭和60	1985	523			
平成2	1990	518			
平成7	1995	517			
平成12	2000	515			
平成17	2005	514			
平成22	2010	510	510		510
平成27	2015	503	499	503	499
令和2	2020*	495	483	491	486
令和7	2025		463	474	471
令和12	2030		439	453	455
令和17	2035		414	432	438
令和22	2040		389	413	421
令和27	2045			394	405

東大阪市人口ビジョン社人研推計資料より作成

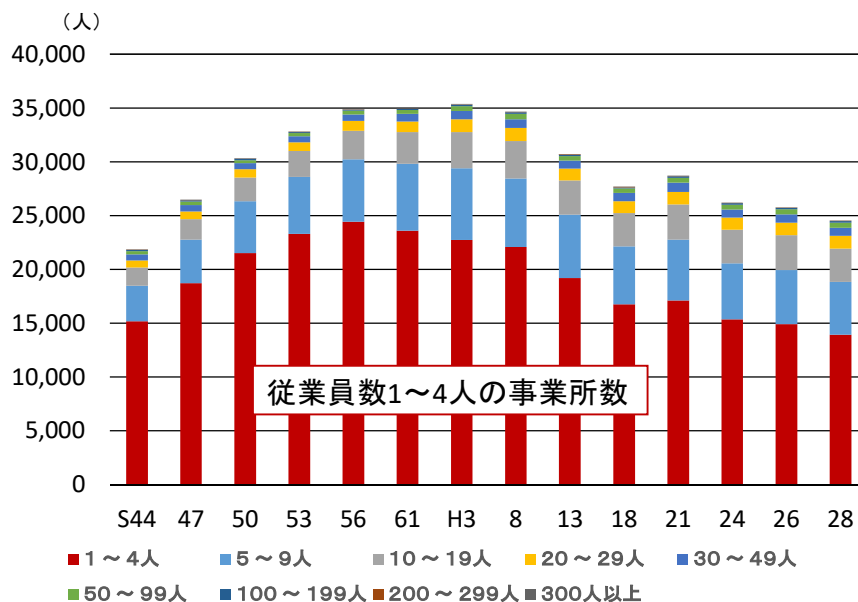
(2) 事業所の現状

- 東大阪市の事業所数は、現在約 2 万 5 千事業所であり、うち約 24%が製造業事業所である。中小ものづくり企業の集積地として、大阪府平均（10.9%）と比べても製造業の割合が高くなっている。
- また、従業員数 1～4 人の小規模事業所の割合が大きく、減少数も大きくなっている。現行計画の基準年である平成 26 年(2014 年)と比べて約 1,000 事業所、約 5%減少している。

図表 4-3 業種別の事業所数割合（東大阪市・大阪府）



図表 4-4 東大阪市内の事業所数の推移（従業員人数別）



従業員区分	平成26年(2014年)	平成28年(2016年)	平成26年=100として
総数	25,839	24,644	95.4
1～4人	14,911	13,919	93.3
5～9人	5,041	4,905	97.3
10～19人	3,235	3,105	96.0
20～29人	1,148	1,193	103.9
30～49人	784	767	97.8
50～99人	459	462	100.7
100～199人	140	145	103.6
200～299人	31	25	80.6
300人以上	26	25	96.2

東大阪市 統計書より作成

5 東大阪市のごみの現状

(1) ごみ排出量、原単位の推移

- 人口は、約 9 千人減少している。
- 平成 26 年度（2014 年度）のごみ量を 100 として、平成 30 年度（2018 年度）は、「家庭ごみ」は約 98 ポイントと若干減少、「粗大系ごみ」は約 143 ポイントと増加している。
- 「資源ごみ」のうち、行政回収されている品目は、「あきかん・あきびん」が約 95 ポイントで若干減少している。一方で、「ペットボトル」は約 127 ポイント、「プラスチック製容器包装」は約 107 ポイントといずれも増加している。
- 同じく「資源ごみ」のうち、拠点回収されている品目の動きは、「古紙類」が約 99 ポイントでほぼ横ばい、「廃蛍光灯・廃乾電池」は約 121 ポイント、「小型家電」は大幅に増加し 264 ポイントである。
- 「家庭ごみ」、「粗大系ごみ」、「資源ごみ」をあわせた「家庭系ごみ」全体では、約 10 万 3 千 t から 10 万 4 千 t、約 101 ポイントで若干増加している。
- 「事業系ごみ」は、「一般ごみ」が約 8 万 5 千 t から約 7 万 7 千 t、「粗大ごみ」が約 13 百 t から約 9 百 t、「資源ごみ」が約 173t から約 86t にそれぞれ減少し、「事業系ごみ」全体では、約 8 万 7 千 t から約 7 万 8 千 t になり、約 9 千 t 減少、約 90 ポイントと大幅に減少している。

※特に平成 27 年（2015 年）から平成 28 年（2016 年）の減少が大きい。

図表 5-1 東大阪市 ごみ排出量の推移（平成 21 年(2009 年)～平成 30 年（2018 年））

【ごみ量】

年度	2009	2010	2011	2012	2013	基準年 2014	2015	2016	2017	2018
(年間日数)	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人口	506,280	505,081	504,466	503,164	501,778	499,577	497,066	494,745	492,381	490,364
家庭ごみ	94,529	92,540	92,768	92,104	90,959	89,388	88,223	86,481	86,479	87,240
粗大系ごみ(不燃の小物・大型ごみ)	7,473	7,277	7,402	7,306	7,132	6,796	7,102	7,063	7,626	9,729
資源ごみ(あきかん・あきびん)	3,843	3,847	3,872	3,735	3,703	3,526	3,551	3,442	3,463	3,355
ペットボトル	731	790	782	797	877	820	883	916	964	1,045
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック製容器包装	1,835	2,460	2,545	2,386	2,416	2,366	2,420	2,405	2,468	2,528
古紙類	438	370	225	93	103	108	113	104	100	107
廃蛍光灯・廃乾電池	27	29	29	26	28	27	28	27	32	33
小型家電	0	0	0	0	(3.42)	5	7	7	8	14
剪定枝	0	0	0	0	0	0	0	7	45	80
資源ごみ	6,875	7,495	7,453	7,038	7,127	6,853	7,001	6,908	7,080	7,162
家庭系ごみ合計	108,876	107,312	107,623	106,448	105,218	103,036	102,326	100,452	101,185	104,131
集団回収	15,409	15,093	14,870	14,675	14,671	13,885	13,062	12,160	11,178	10,777
一般ごみ	85,303	84,555	84,321	84,597	84,557	85,085	83,573	78,450	75,780	76,768
粗大ごみ	1,895	1,839	1,440	1,411	1,343	1,333	1,388	1,350	808	938
資源ごみ	212	186	168	164	146	173	128	194	138	86
事業系ごみ合計	87,410	86,581	85,929	86,171	86,046	86,590	85,089	79,995	76,726	77,792
ごみ搬入量	196,287	193,893	193,552	192,620	191,263	189,627	187,415	180,447	177,910	181,923

【ごみ量の変化(基準年=100として)】

年度	2009	2010	2011	2012	2013	基準年 2014	2015	2016	2017	2018
(年間日数)	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人口	101.3	101.1	101.0	100.7	100.4	100.0	99.5	99.0	98.6	98.2
家庭ごみ	105.8	103.5	103.8	103.0	101.8	100.0	98.7	96.7	96.7	97.6
粗大系ごみ(不燃の小物・大型ごみ)	110.0	107.1	108.9	107.5	104.9	100.0	104.5	103.9	112.2	143.2
資源ごみ(あきかん・あきびん)	109.0	109.1	109.8	105.9	105.0	100.0	100.7	97.6	98.2	95.2
ペットボトル	89.1	96.4	95.3	97.3	106.9	100.0	107.7	111.7	117.6	127.4
白色トレイ										
プラスチック製容器包装	77.6	104.0	107.5	100.8	102.1	100.0	102.3	101.6	104.3	106.8
古紙類	406.1	342.8	208.2	86.2	95.5	100.0	104.8	96.5	92.2	99.2
廃蛍光灯・廃乾電池	100.4	104.5	106.1	94.9	103.2	100.0	101.5	99.9	118.7	121.0
小型家電	0.0	0.0	0.0	0.0	-64.5	100.0	129.1	131.3	147.0	264.2
剪定枝										
資源ごみ	100.3	109.4	108.8	102.7	104.0	100.0	102.2	100.8	103.3	104.5
家庭系ごみ合計	105.7	104.1	104.5	103.3	102.1	100.0	99.3	97.5	98.2	101.1
集団回収	111.0	108.7	107.1	105.7	105.7	100.0	94.1	87.6	80.5	77.6
一般ごみ	100.3	99.4	99.1	99.4	99.4	100.0	98.2	92.2	89.1	90.2
粗大ごみ	142.1	138.0	108.0	105.8	100.8	100.0	104.1	101.3	60.6	70.4
資源ごみ	123.0	107.8	97.4	95.0	84.5	100.0	74.1	112.5	79.8	49.8
事業系ごみ合計	100.9	100.0	99.2	99.5	99.4	100.0	98.3	92.4	88.6	89.8
ごみ搬入量	103.5	102.2	102.1	101.6	100.9	100.0	98.8	95.2	93.8	95.9

- ゴミ排出量原単位の推移については、平成 29 年度まで減少傾向であったが、平成 30 年度に上昇に転じた（平成 30 年豪雨等による災害に起因するゴミの排出が考えられる）。
- 「家庭ゴミ」は原単位が若干改善しているが、「粗大系ゴミ」については、約 146 ポイントと、原単位が増加している。また「資源ゴミ」は、「あきかん・あきびん」以外はいずれも原単位が増加（向上）、横ばいとなっている。
- 「集団回収」は、原単位が約 79 ポイントと大きく減少している。
- 「事業系ゴミ」は原単位が約 10 ポイント減少している。

図表 5-2 東大阪市 ゴミ排出原単位の推移（平成 21 年(2009 年)～平成 30 年（2018 年））

【家庭系:1日1日当たりゴミ量 事業系1日当たりゴミ量】

年度	2009	2010	2011	2012	2013	基準年 2014	2015	2016	2017	2018
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
(年間日数)	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365
人口	506,280	505,081	504,466	503,164	501,778	499,577	497,066	494,745	492,381	490,364
家庭ゴミ	512	502	502	502	497	490	485	479	481	487
粗大系ゴミ(不燃の小物・大型ゴミ)	40	40	40	40	39	37	39	39	42	54
資源ゴミ(あきかん・あきびん)	21	21	21	20	20	19	20	19	19	19
ペットボトル	4	4	4	4	5	5	5	5	5	6
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック製容器包装	10	13	14	13	13	13	13	13	14	14
古紙類	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
廃蛍光管・廃乾電池	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小型家電	0	0	0	0	(3.42)	5	7	7	8	14
剪定枝	0	0	0	0	0	0	0	7	45	80
資源ゴミ	37	41	40	38	39	38	39	38	39	40
家庭系ゴミ合計	589	582	583	580	575	565	563	556	563	582
集団回収	83	82	81	80	80	76	72	67	62	60
一般ゴミ	234	232	230	232	232	233	228	215	208	210
粗大ゴミ	5	5	4	4	4	4	4	4	2	3
資源ゴミ	1	1	1	0	0	1	0	1	0	0
事業系ゴミ合計	240	237	235	236	236	237	233	219	210	213
ゴミ搬入量	1,062	1,052	1,048	1,049	1,044	1,040	1,030	999	990	1,016

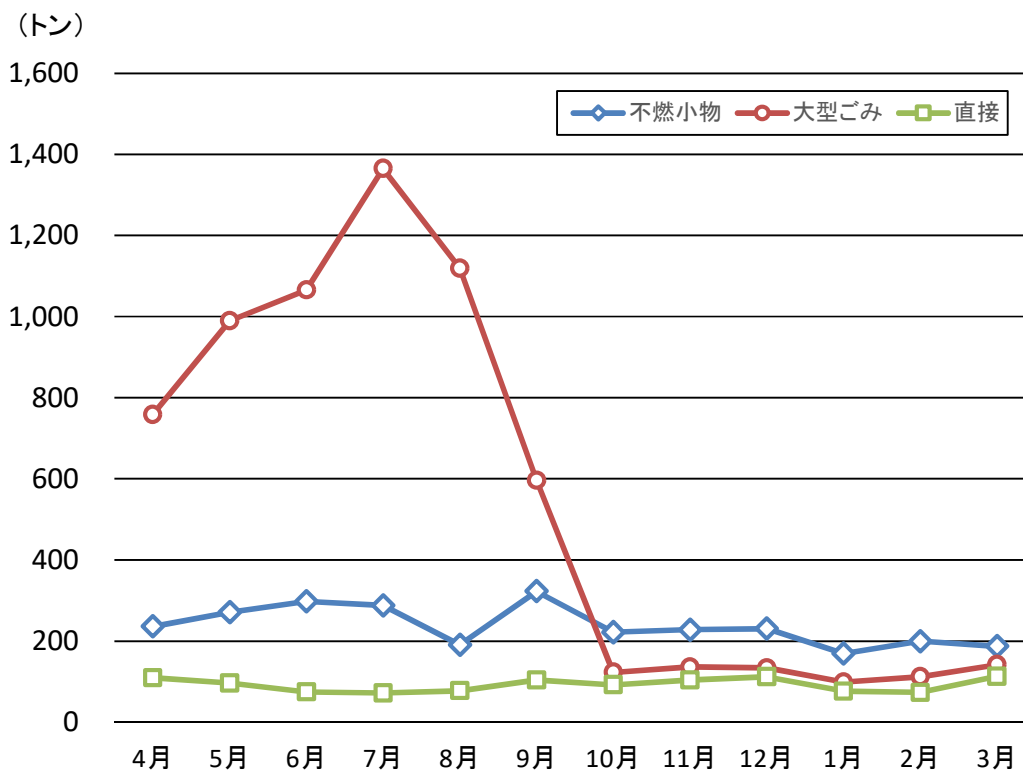
【家庭系:1日1日当たりゴミ量 事業系1日当たりゴミ量の変化(基準年=100として)】

年度	2009	2010	2011	2012	2013	基準年 2014	2015	2016	2017	2018
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
(年間日数)	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365
人口	101.3	101.1	101.0	100.7	100.4	100.0	99.5	99.0	98.6	98.2
家庭ゴミ	104.3	102.4	102.5	102.3	101.3	100.0	98.9	97.7	98.2	99.4
粗大系ゴミ(不燃の小物・大型ゴミ)	108.3	105.9	107.5	106.7	104.3	100.0	104.6	104.8	113.7	145.8
資源ゴミ(あきかん・あきびん)	107.8	108.3	108.8	105.2	104.7	100.0	101.0	99.0	100.0	96.9
ペットボトル	88.9	95.6	93.3	95.6	106.7	100.0	108.9	113.3	120.0	128.9
白色トレイ										
プラスチック製容器包装	76.2	102.3	106.2	100.0	101.5	100.0	102.3	102.3	105.4	108.5
古紙類	400.0	333.3	200.0	83.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
廃蛍光管・廃乾電池	100.0	200.0	200.0	100.0	200.0	100.0	200.0	200.0	200.0	200.0
小型家電	0.0	0.0	0.0	0.0	-64.5	100.0	129.1	131.3	147.0	264.2
剪定枝										
資源ゴミ	98.9	108.2	107.4	101.9	103.5	100.0	102.4	101.9	104.8	106.4
家庭系ゴミ合計	104.3	103.0	103.1	102.6	101.7	100.0	99.5	98.4	99.6	103.0
集団回収	109.6	107.6	105.8	105.0	105.3	100.0	94.3	88.4	81.7	79.1
一般ゴミ	100.3	99.4	98.8	99.4	99.4	100.0	97.9	92.2	89.1	90.2
粗大ゴミ	140.5	135.1	105.4	105.4	100.0	100.0	102.7	100.0	59.5	70.3
資源ゴミ	120.0	100.0	100.0	80.0	80.0	100.0	60.0	100.0	80.0	40.0
事業系ゴミ合計	101.0	100.0	99.0	99.5	99.4	100.0	98.0	92.4	88.6	89.8
ゴミ搬入量	102.1	101.1	100.8	100.9	100.4	100.0	99.1	96.1	95.2	97.7

(2) 大型ごみ有料化後の不燃の小物、大型ごみ量について

- 平成 30 年 8 月 1 日以降の申込み分から大型ごみの収集が有料化された。
- 駆け込み需要のためか、7 月と 8 月（おそらく 7 月中に申込みがあったもの）の排出が増えている。
- 不燃小物の排出量が大型ごみ有料化後の 9 月に増えているが、これは平成 30 年台風 21 号の影響もあると考えられる。

図表 5-3 平成 30 年度の不燃小物・大型ごみ・直接持込量の推移



	(kg)	直営	委託	直接搬入		合計	不燃小物	大型ごみ	直接
				有料	無料				
平成30年度	4月	838,100	200,660	42,280	28,660	1,109,700	236,020	758,550	109,320
	5月	1,085,910	229,400	52,780	2,080	1,370,170	270,860	989,600	96,460
	6月	1,154,620	252,510	42,060	8,030	1,457,220	297,860	1,065,500	74,450
	7月	1,448,360	246,650	51,010	3,420	1,749,440	287,870	1,364,790	71,620
	8月	1,185,830	158,780	45,760	9,520	1,399,890	190,400	1,119,260	77,670
	9月	767,140	276,150	60,920	4,430	1,108,640	322,610	596,440	103,820
	10月	195,320	189,050	55,280	2,670	442,320	221,980	122,680	92,080
	11月	199,890	194,540	56,640	17,290	468,360	228,040	135,990	103,960
	12月	194,900	197,430	75,700	8,700	476,730	230,570	133,650	111,860
	1月	151,050	139,740	51,280	3,210	345,280	168,910	98,680	76,480
	2月	156,410	167,550	56,980	5,540	386,480	199,480	112,080	73,270
	3月	213,630	156,000	70,670	4,140	444,440	187,100	142,010	113,080
	合計	7,591,160	2,408,460	661,360	97,690	10,758,670	2,841,700	6,727,010	1,104,070

(3) 他都市との比較

- 東大阪市を含めた大阪府内人口 10 万人以上の 22 市のごみ量、資源化量、リサイクル率等を比較した。
- 全体として、ごみ量が多く、リサイクル率も他の市に比べて低い状況である。
- また、東大阪市のプラスチック製容器包装の 1 人 1 日当たりの資源化量は、多い方から 15 番目と低く、プラスチック製容器包装の分別収集について、市民への浸透に課題がある。
- なお、大阪府の値は、大阪府内全体全市町村の合計や平均である。

図表 5-4 大阪府内の他都市との比較（その 1）

市区町村名	総人口 (人)	生活系ごみ量（集団回収除く）		
		搬入量 (t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)
大阪府	8,831,642	1,627,639	505	
大阪市	2,713,157	411,573	416	1
泉佐野市	100,567	16,622	453	2
守口市	142,487	24,032	462	3
和泉市	185,440	32,292	477	4
茨木市	282,012	49,695	483	5
枚方市	402,005	72,967	497	6
吹田市	379,246	69,933	505	7
八尾市	267,581	49,341	505	7
岸和田市	192,637	35,888	510	9
豊中市	397,490	74,991	517	10
箕面市	135,765	26,689	539	11
高槻市	350,145	69,103	541	12
門真市	121,936	24,175	543	13
東大阪市	498,099	101,139	556	14
池田市	103,993	21,305	561	15
松原市	119,543	24,500	562	16
寝屋川市	233,883	48,179	564	17
堺市	834,267	175,239	576	18
河内長野市	104,713	23,015	602	19
大東市	121,609	26,742	603	20
羽曳野市	111,221	27,277	672	21
富田林市	112,035	29,786	728	22

市区町村名	総人口 (人)	事業系ごみ量		
		搬入量 (t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)
大阪府	8,831,642	1,230,808	382	
富田林市	112,035	5,568	136	1
河内長野市	104,713	6,417	168	2
松原市	119,543	8,172	187	3
羽曳野市	111,221	7,721	190	4
大東市	121,609	8,851	199	5
寝屋川市	233,883	18,247	214	6
八尾市	267,581	20,971	215	7
枚方市	402,005	33,832	231	8
池田市	103,993	9,178	242	9
吹田市	379,246	35,699	258	10
和泉市	185,440	18,836	278	11
高槻市	350,145	35,703	279	12
豊中市	397,490	43,298	298	13
守口市	142,487	15,882	305	14
堺市	834,267	96,108	316	15
箕面市	135,765	16,737	338	16
東大阪市	498,099	76,728	422	17
門真市	121,936	19,433	437	18
茨木市	282,012	44,962	437	19
岸和田市	192,637	31,958	455	20
大阪市	2,713,157	548,403	554	21
泉佐野市	100,567	32,142	876	22

市区町村名	総人口 (人)	集団回収量		
		回収量 (t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (多い順)
大阪府	8,831,642	195,312	61	
枚方市	402,005	15,350	105	1
河内長野市	104,713	3,753	98	2
富田林市	112,035	3,636	89	3
八尾市	267,581	8,487	87	4
茨木市	282,012	8,473	82	5
高槻市	350,145	10,297	81	6
岸和田市	192,637	5,552	79	7
堺市	834,267	23,234	76	8
和泉市	185,440	5,110	76	9
箕面市	135,765	3,664	74	10
寝屋川市	233,883	6,019	71	11
守口市	142,487	3,417	66	12
松原市	119,543	2,804	64	13
東大阪市	498,099	11,178	62	14
吹田市	379,246	8,357	60	15
羽曳野市	111,221	2,434	60	16
門真市	121,936	2,282	51	17
大阪市	2,713,157	40,592	41	18
豊中市	397,490	5,727	40	19
池田市	103,993	1,431	38	20
泉佐野市	100,567	712	19	21
大東市	121,609	0	0	22

市区町村名	総人口 (人)	リサイクル率（固形燃料、 焼却灰・飛灰のセメント原料 化、セメント等への直接投 入、飛灰の山元還元を除く）	
		リサイクル率 (%)	順位 (多い順)
大阪府	8,831,642	13.4	
河内長野市	104,713	22.1	1
寝屋川市	233,883	21.1	2
茨木市	282,012	20.9	3
守口市	142,487	20.1	4
枚方市	402,005	19.8	5
堺市	834,267	18.6	6
松原市	119,543	17.5	7
八尾市	267,581	15.8	8
吹田市	379,246	15.5	9
富田林市	112,035	15.4	10
豊中市	397,490	15.1	11
和泉市	185,440	13.8	12
岸和田市	192,637	13.6	13
高槻市	350,145	13.1	14
箕面市	135,765	12.6	15
門真市	121,936	12.5	16
池田市	103,993	11.5	17
東大阪市	498,099	10.0	18
羽曳野市	111,221	9.6	19
大阪市	2,713,157	9.5	20
泉佐野市	100,567	7.0	21
大東市	121,609	6.0	22

平成 29 年度環境省一般廃棄物処理実態調査より作成

図表 5-5 大阪府内の他都市との比較（その2）

市区町村名	総人口 (人)	家庭ごみ（混合ごみ・可燃ごみ）搬入量		
		搬入量 (t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)
大阪府	8,831,642	639,165	198	
守口市	142,487	16,961	326	1
大阪市	2,713,157	335,320	339	2
寝屋川市	233,883	32,410	380	3
枚方市	402,005	57,734	394	4
泉佐野市	100,567	14,606	398	5
豊中市	397,490	58,303	402	6
茨木市	282,012	41,442	403	7
岸和田市	192,637	28,713	408	8
門真市	121,936	18,310	411	9
池田市	103,993	15,813	417	10
和泉市	185,440	28,322	418	11
吹田市	379,246	58,033	419	12
松原市	119,543	18,501	424	13
河内長野市	104,713	16,269	426	14
八尾市	267,581	42,139	432	15
箕面市	135,765	21,613	436	16
高槻市	350,145	56,764	444	17
東大阪市	498,099	86,479	476	18
堺市	834,267	152,808	502	19
大東市	121,609	23,116	521	20
富田林市	112,035	21,384	523	21
羽曳野市	111,221	23,104	569	22

市区町村名	総人口 (人)	焼却処理量		
		処理量 (t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)
大阪府	8,831,642	2,665,561	827	
守口市	142,487	33,825	650	1
寝屋川市	233,883	56,167	658	2
枚方市	402,005	96,871	660	3
松原市	119,543	29,248	670	4
八尾市	267,581	65,488	671	5
河内長野市	104,713	26,265	687	6
和泉市	185,440	47,665	704	7
豊中市	397,490	103,968	717	8
吹田市	379,246	99,595	720	9
池田市	103,993	27,901	735	10
大東市	121,609	33,449	754	11
高槻市	350,145	99,517	779	12
富田林市	112,035	33,505	819	13
箕面市	135,765	41,318	834	14
羽曳野市	111,221	34,095	840	15
堺市	834,267	258,958	850	16
茨木市	282,012	91,113	885	17
岸和田市	192,637	63,438	902	18
門真市	121,936	40,175	903	19
大阪市	2,713,157	902,367	911	20
東大阪市	498,099	169,983	935	21
泉佐野市	100,567	46,021	1,254	22

市区町村名	総人口 (人)	最終処分量		
		処理量 (t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)
大阪府	8,831,642	350,837	109	
吹田市	379,246	6,128	44	1
茨木市	282,012	5,527	54	2
枚方市	402,005	10,191	70	3
堺市	834,267	23,324	77	4
守口市	142,487	4,300	83	5
箕面市	135,765	4,315	87	6
河内長野市	104,713	3,384	89	7
和泉市	185,440	6,119	90	8
松原市	119,543	3,994	92	9
豊中市	397,490	13,888	96	10
高槻市	350,145	12,289	96	11
八尾市	267,581	10,078	103	12
富田林市	112,035	4,286	105	13
寝屋川市	233,883	10,089	118	14
岸和田市	192,637	8,374	119	15
大東市	121,609	5,396	122	16
池田市	103,993	4,644	122	17
羽曳野市	111,221	5,078	125	18
大阪市	2,713,157	135,897	137	19
門真市	121,936	6,572	148	20
東大阪市	498,099	27,421	151	21
泉佐野市	100,567	5,992	163	22

市区町村名	総人口 (人)	プラスチック資源化量		
		回収量 (t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (多い順)
大阪府	8,831,642	49,206	15	
寝屋川市	233,883	3,681	43	1
守口市	142,487	1,893	36	2
岸和田市	192,637	2,027	29	3
枚方市	402,005	4,223	29	3
松原市	119,543	922	21	5
大東市	121,609	902	20	6
豊中市	397,490	2,865	20	7
門真市	121,936	831	19	8
八尾市	267,581	1,789	18	9
河内長野市	104,713	680	18	10
大阪市	2,713,157	16,730	17	11
泉佐野市	100,567	587	16	12
富田林市	112,035	601	15	13
堺市	834,267	3,983	13	14
東大阪市	498,099	2,358	13	15
池田市	103,993	239	6	16
和泉市	185,440	209	3	17
吹田市	379,246	0	0	18
高槻市	350,145	0	0	18
茨木市	282,012	0	0	18
箕面市	135,765	0	0	18
羽曳野市	111,221	0	0	18

平成 29 年度環境省一般廃棄物処理実態調査より作成

（４） ごみ・資源に関するアンケート調査結果

1) 市政世論調査結果

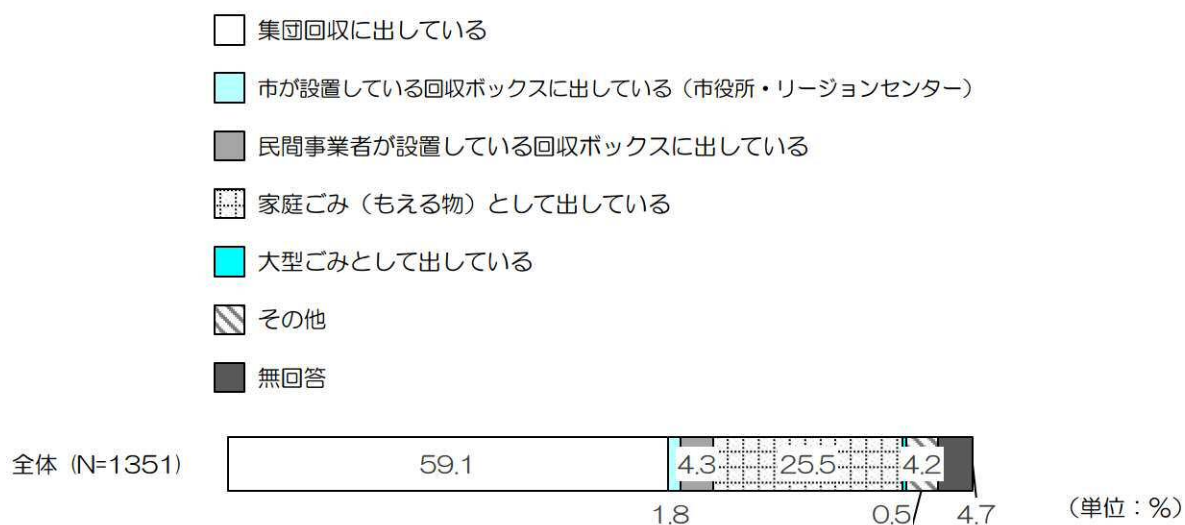
- 東大阪市では、市政運営の基礎資料とするため、毎年、市政世論調査を実施している。
- 令和元年の調査では、資源物の排出方法について調査を行っている。

図表 5-6 令和元年市政世論調査 概要

・調査対象者	2,700 人
・有効回収数(率)	1,351 票(50.0%)
・調査期間	令和元年 7 月 24 日から令和元年 8 月 9 日まで

- 古紙類は、「集団回収に出している」が約 59%と最も高くなっているが、「家庭ごみ（もえる物）として出している」が約 26%となっている。
- 今回調査をおこなった家庭系ごみ質調査でも、資源化可能な紙類が約 18%含まれており、家庭ごみに含まれる古紙類の分別を進めることで家庭ごみの減量が可能と考えられる。

図表 5-7 古紙類の排出方法（全体）

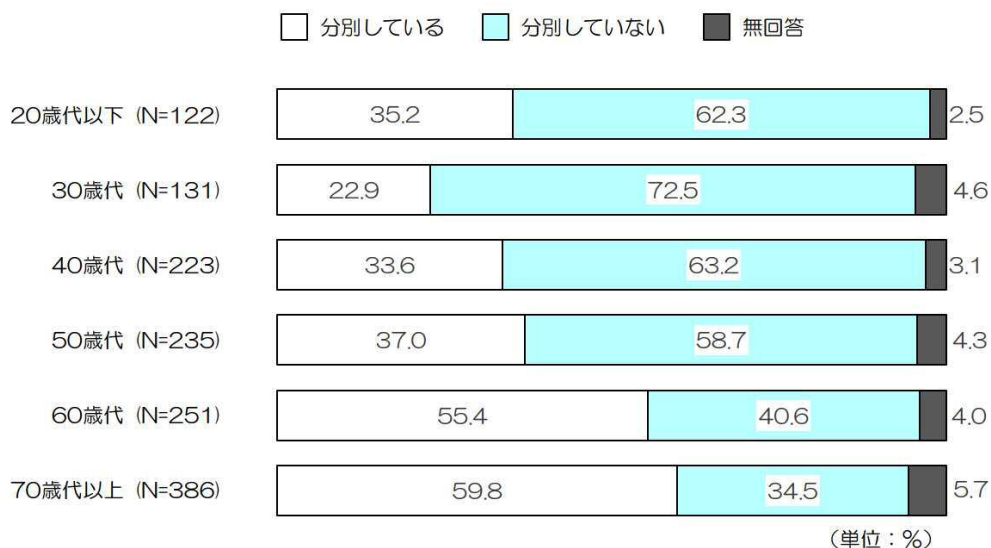


■その他意見 【回答者数57人】

内容	件数
・ 民間事業者の回収（車）	23
・ マンションの回収	10
・ 個人の回収者	4
・ 職場で処分	3
・ 新聞社の回収	2
・ その他	9
・ あまり排出しない	6

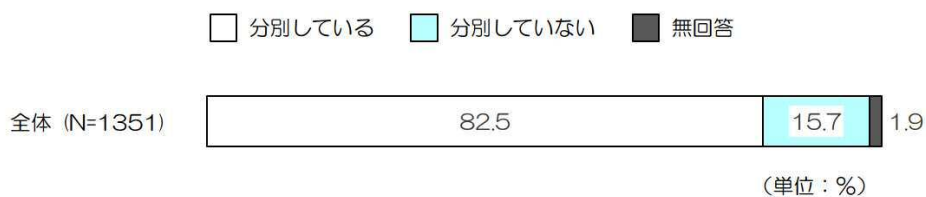
- 年代別の雑がみの分別状況を見ると、若年層ほど「分別していない」の割合が高くなる。ただ、60歳代でも約41%が分別していないため、全年代に対し、啓発を強める必要があると考えられる。
- この際、市広報媒体に触れることが少ないと考えられる20代や30代に対し、どのようにアプローチするかが課題と考えられる。

図表 5-8 雑がみの分別状況（年代別）



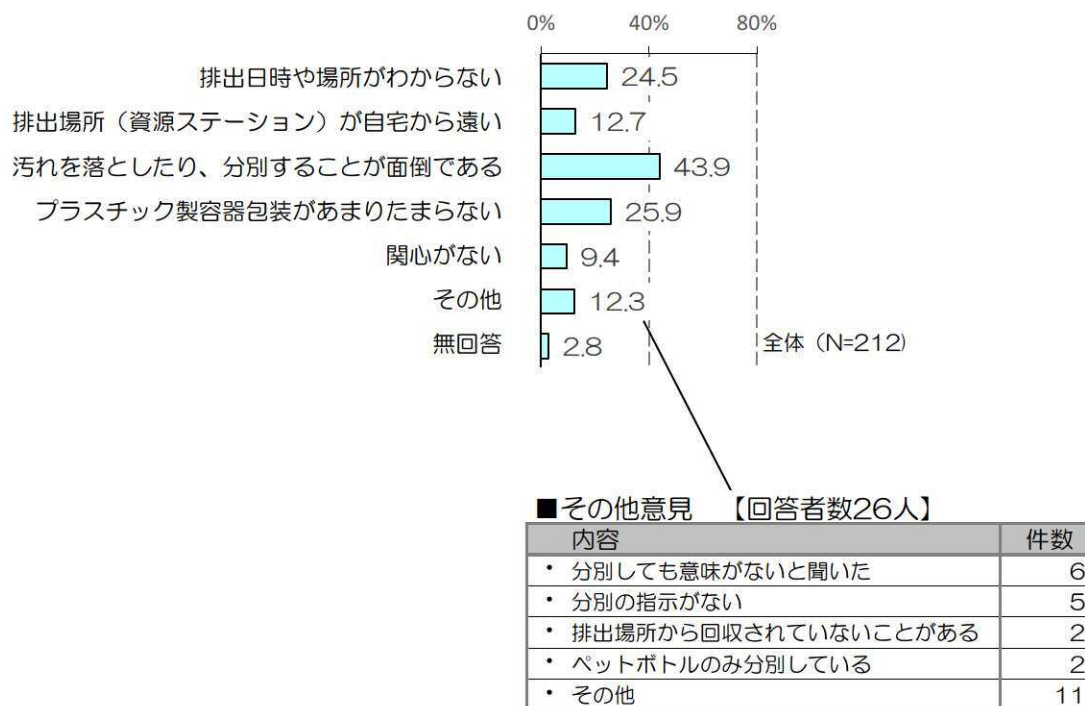
- プラスチック製容器包装の分別状況については、約83%が分別していると回答しているが、今回調査を行った家庭系ごみ質調査では、分別排出率（家庭から排出されるプラスチック製容器包装のうち、分別排出されている量の割合）は30%であり大きく乖離している。

図表 5-9 プラスチック製容器包装の分別状況（全体）



- 分別していない理由としては、「汚れを落としてたり、分別することが面倒である」が約 44% である。
- 今回調査を行った家庭系ごみ質調査では、家庭ごみ中に排出されたプラスチック製容器包装のうち約 8 割は、ほぼ洗わずにそのまま分別可能であることから、必要以上に洗浄する必要がないことを訴求すれば、分別排出率向上に繋がる可能性がある。

図表 5-10 プラスチック製容器包装を分別していない理由（全体）



2) 令和元年度市政モニター第 3 回アンケート結果

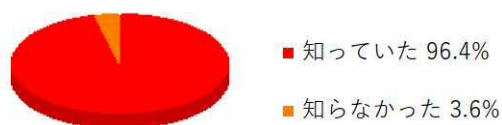
- 本市では、市政の重要な課題や市民生活に関係の深い問題等について、市民の意識、意見等を迅速かつ効率的に把握するとともに、市政への関心を高め、市民参加を促進することを目的に、パソコン及びスマートフォンからインターネットを利用して、市のアンケートに回答する「市政モニター制度」を運用している。
- 令和元年 10 月～11 月に実施した第 3 回アンケートでは、「食品購入や外食の時の行動に関するアンケート」を行った。

図表 5-11 令和元年度市政モニター第 3 回アンケート 概要

・対象者数	300 名
・回答者数	250 名（回答率 83.3%）
・調査期間	令和元年 10 月 24 日～令和元年 11 月 7 日

- 「食品ロス」の認知度は、約 96%で、ほとんどの方が知っている状況である。

図表 5-12 「食品ロス」という言葉を知っていますか



- 普段の生活における食べ残しや食材・食品の廃棄については、「かなりある」「ときどきある」と回答した方を合わせると全体の約 34%、「あまりない」「ほとんどない」と回答した方を合わせると全体の約 57%となっている。

図表 5-13 普段の生活において食材や食品を捨てたり、食べ残しを捨てたりすることがあるか



- 外食時の食べ残しについても、「かなりある」「ときどきある」と回答した方を合わせると全体の約 10%、「あまりない」「ほとんどない」と回答した方を合わせると全体の約 82%となり、こちらも多くの方が食べ残し等を発生させていないとしている。

図表 5-14 外食時に食べ残すことがあるか



- 「いつも思う」「たいてい思う」と回答した方を合わせると全体の約 32%で、それ以外の方は特段自信があるとしていない。
- 家庭での食品ロスの発生抑制は、簡単な工夫の積み重ねによって実現できる部分もあるため、効果的かつ「わたしにもできる」と感じることができる方法について、啓発していくことが必要と考えられる。

図表 5-15 食材を無駄にしない調理技術について自信がある方だと思いますか



6 家庭系ごみ質調査

6.1 調査の概要

(1) 調査の目的

家庭ごみ（燃えるもの）、プラスチック製容器包装、もえない小物のごみ組成調査を実施し、家庭ごみへの古紙等資源化物や食品ロス等の減量可能物の混入状況、プラスチック製容器包装の分別排出状況、大型ごみの有料化の導入（H30.8.1）によるもえない小物の排出状況の変化などを把握し、ごみ処理基本計画策定（H28.3）以降の施策実施によるごみ減量効果を把握するとともに、新たに策定する「東大阪市一般廃棄物処理基本計画」の減量施策や目標設定のための基礎資料として活用する。

(2) 調査対象ごみ

調査対象としたごみは、東大阪市の分別収集区分のうち、「家庭ごみ」、「プラスチック製容器包装」、「もえない小物」の3種類とした（図表 6-1参照）。なお、通常収集しているごみを調査対象としており、いわゆる不適正排出ごみは含まれていない。但し、例えば、家庭ごみに含まれるプラスチック製容器包装のように分別の徹底ができていないごみは含まれている。

図表 6-1 調査対象ごみ

分別収集区分	調査対象の有無	収集頻度
家庭ごみ（燃えるもの）	○	週2回
プラスチック製容器包装	○	週1回
もえない小物（不燃の小物）	○	月2回
ペットボトル	×	月2回
あきかん、あきびん	×	月2回
大型ごみ（電話申込み制）	×	（電話申告制）

注）○印：調査対象としたごみ

上記以外に東大阪市では、ペットボトル、白色トレイ、紙パック、蛍光管・乾電池、小型家電、古紙類の拠点回収（市施設、協力店舗）による回収を実施している。

【調査対象ごみ】

家庭ごみ（燃えるもの） 週2回

台所ごみ

- 生ごみ → 料理くず、残飯 など → 水分をよく切ってください。
- 残った油 → 紙や布に染み込ませるか、凝固剤で固めてください。
- 割りばし・竹串 → 先の尖ったものは、厚紙などで包んでください。

その他

- プラスチック製品 ※プラマークのないもの
おもちゃ、歯ブラシ、スポンジ、CD、ビデオテープ、パケツ など
- 皮革類 ベルト、くつ、財布 など
- ゴム類 ゴム手袋、スリッパ など
- 紙おむつ → 汚物はトイレに流してください。
- 刈り草・落ち葉 → 週の後半（木または金曜日）に、2袋まで出すことができます。
- その他の燃えるごみ
- 新聞・雑誌・ダンボール・古布など
再生資源としてリサイクルすることができます。
「地域の集団回収（P9）」または「拠点回収（P21・22）」で出してください。

プラスチック製容器包装 週1回



目印はプラマーク

カップ・パック類



カップめん、弁当、食品などの容器

袋・ラップ類



スナック菓子、使い捨てシャンプーの袋、レジ袋、ラップなど

ボトル類（ペットボトルを除く）



シャンプー、洗剤などの容器

トレイ類



食品トレイ、仕切トレイなど

その他



背油スチロール、チューブ状、ペットボトルなどのキャップ・ラベル

もえない小物（不燃の小物） 月2回

金属類

- 調理器具（やかん・フライパンなど）
- 金属を食んだ製品（ハンガーや傘など）

ガラス類

- ガラスの製品（グラスやガラスのお皿など）
- ガラスの破片くず（割れたコップなど）

陶器類

- 食器類（皿や茶碗など）
- 陶器の製品（花瓶など）

その他

- 刃物（包丁やはさみなど）
- 工具類（ドライバーなど）
- ライター → 使い切ってください。

小型の電化製品 （かけ時計や電卓など）

使用済み小型家電の中には、リサイクルできるものがあります。詳しくはP12をご覧ください。

— 24 —

(3) 調査方法

① 調査対象地区

調査対象地区は従来からごみ組成調査を実施している住宅形態別に選定した密集住宅地区、戸建住宅地区、集合住宅地区の3地区とした。調査対象地区は、概ね家庭ごみを200kgサンプリングできる範囲を事前の現場下見調査実施後調査を行った。なお、実際のサンプリング対象とした範囲は、剪定枝、引っ越しごみ等の季節変動が大きなごみや非日常のごみをはずして調査対象ごみを無作為に抽出できるように必要量の1.5～2倍程度サンプリングできる範囲とした。また、調査対象ごみである「家庭ごみ」、「プラスチック製容器包装」、「もえない小物」の排出範囲がほぼ重なっている範囲とし、図表 6-2に示すように設定した。

図表 6-2 調査対象地区とサンプリング範囲の世帯数

住宅形態	世帯数
密集住宅地区	概ね110世帯
戸建住宅地区	概ね208世帯
集合住宅地区	概ね82世帯

【密集住宅地区】



【戸建住宅地区】



【集合住宅地区】



●印は、資源ステーション

② 調査日程

調査対象地区と調査日程は、図表 6-3に示すとおりである。「家庭ごみ」は地区ごとに組成調査を実施し、「プラスチック製容器包装」と「もえない小物」は3地区のごみを混合して調査の対象とした。

図表 6-3 調査対象地区と調査日程

住宅 形態	家庭ごみ		プラスチック製容器包装		もえない小物	
	サンプリング	分類作業	サンプリング	分類作業	サンプリング	分類作業
密集住宅地区	10/1	10/3	10/3	10/4	10/2	10/4
戸建住宅地区	9/30	10/1	10/1		9/11	
集合住宅地区	10/1	10/2	10/3		10/2	

③ 組成分類項目

分類項目は図表 6-4、図表 6-5のとおりである。なお、紙類（容器包装や古紙類）については、リサイクル可能な物と汚れが激しい物や禁忌品等のリサイクル不可能な物とを分けて分類した。また、プラスチック製容器包装ごみについても、分別対象物であるプラスチック製容器包装について、リサイクル可能な物と汚れが激しいリサイクル不可能な物とに分けて分類（1.きれい 2. ほぼきれい 3. やや汚れている 4. 汚れているの4ランク）した。

なお、戸建住宅地区については、家庭ごみに排出されたプラスチック製容器包装についての汚れ度を把握し、分別排出の徹底による家庭ごみの減量可能性を把握する基礎データを収集した。

図表 6-4 分類項目表（その1）

成分	大分類	分類コード	中分類(1,2,3,4,5は二次コード)	小分類 ※印は数量も測定	備考
プラスチック類 ★アルミ箔着含む ●フラッシュ容器包装ごみの(101～113)に適用。法対象外除く)では汚れた4ランクに分ける 【表示】 ○○○-1 【47シク】 1. きれい 2. ほぼきれい 表面積0～49%や点々とした汚れた汚れ、ベト付した汚れは不可 3. やや汚れている 広い汚れでも表面積50%以上、ベト付した汚れ含む 4. 汚れている 腐敗性のある食べ物のべったりした汚れがほぼ全体的。(ペンキ等も含む)	容器包装 ◆プラスチック容器包装のマーク 	101	プラボトル	プラボトル 	収集対象外ペットボトル(ソース、食用油等)や洗剤等の詰め替え用ペットボトル含む
		102	ペットボトル※	ペットボトル※ 	分別収集対象のみ(飲料水、醤油、料理油、みりん等)一【法律が規定】
		103	白色発泡生鮮食品トレイ※		牛乳・野菜、果物、鮮魚、鶏身、精肉
		104	その他(新付き発泡、発泡でない)の生鮮食品トレイ		牛乳・野菜、果物、鮮魚、鶏身、精肉
		105	生鮮以外のトレイ・カップ・バック・コップ・合紙付き容器・小型容器	※風量等の高(カップ類等)や合紙(両面用紙)がある物は蓋や合紙は取って風量等へ分類	①宅配用や土着用の発泡製保冷容器も含む。②小型容器はフレイッシュ、業務用パック等。③口栓付きパウチ容器含む
		106	大型手提げ袋※	小型手提げ袋と同様にゴミ捨て用～そのまま排出を分類	ホームセンター等40cm角以上大型の手提げ袋。大型にはスーパーも含む。
		107	スーパー等の小型手提げ袋(ゴミ捨て用)※	ゴミ捨て用(ゴミ排出用外袋の袋)※	
		108	スーパー等の小型手提げ袋(ゴミを入れて排出)※	何かゴミを入れて排出(拳大以上)※	注意:ゴミ捨て用は最初に分ける
		109	スーパー等の小型手提げ袋(そのまま)※	そのまま(何れの中に入っていない)※	
		110	プラ袋・フィルム・ラップ等	プラ袋・フィルム・シュリンク包装・シート・販売用ラップ(★スーパー密付ラベルの有無で判断)	
		111	詰め替え用プラ袋(7L以上蓋着含む)※	詰め替え用プラ袋(7L以上蓋着含む)※	★ラップは後で広げて容器包装と小型成形品に分類→★トレイからはずしたラップは自分の後の小容器に保管！(二度手間防止)
		112	スクイーズ・チューブ・スティック容器		マヨネーズ・ケチャップ、歯磨き・カレン、餅・口紅等の容器
		113	その他(法対象)	紙筒材・クッション、その他容器包装(フタ、化粧品容器、暖水シート、ワシワシの寝巻き・ター、洋服販売時のハンガー等)	容器包装リサイクル法の対象物
		114	法対象外の容器包装	サービス業の袋や容器、ひも、結束テープ、湿布シート、クリーニング店のハンガー等	③サービス業は店名が印刷されている等、分かる範囲でOK。
	その他	121	使い捨てライター※	使い捨てライター※	
		122	危険物(在宅医療等は除く)		
		123	その他(大型成形品等)		30cm四方以上
			その他(小型成形品等) 124～127		
		124	小型成形品(食生活用品)	スリースプーン、コップ、水切り袋、食器洗いスポンジ、ジップロック(中身による)	
		125	小型成形品(文具・日用品・おもちゃ・乗り物・スポーツ関係)	歯ブラシ、文具おもちゃ、洗面器、ハンガー、糸ようじ、おむつ、CD、手袋、スリッパ	
		126	小型成形品(家庭用ラップ)		
		127	小型成形品(その他)	雨どい等建築資材や解体物	
	ごみ袋	131	ごみ袋		
ゴム・皮革類	その他	201	輪ゴム、ゴム手袋、運動靴、長靴、革製靴、ベルト等		
		202	事業所からのゴム・皮革類		
紙類 ●容器包装と新聞を除く古紙は、リサイクル可能と不可に分別※法対象外は分別不要 【表示】 ○○○-1 5.リサイクル可能 6.リサイクル不可 濡れたり、汚れたり、中にタコが詰まらされているもの、破ったりして小さな物(紙製容器包装も含む小さな物)。	容器包装 紙  汚れたのびい物・湿しい物は、6.リサイクル不可!	301	紙パック※ (アルミコーティング無し)		飲料水、調味料等
		302	紙パック※ (アルミコーティング有り)		飲料水、調味料等
		303	段ボール		
		304	紙箱		
		305	紙袋・包装紙等		
		306	法対象外容器包装		明らかにサービス業の物。破ったり・小さな物はリサイクル不可(325へ)
	古紙	311	折ったまま捨てられた新聞紙		
		312	★生ゴミや割れ物等を包む、丸めた新聞紙 ★次の食等を包んだ新聞紙はそのまま911へ	OPR誌でも新聞の紙質はここへ。市民新聞含む	
		313	折り込み広告		
		314	本・雑誌、PR誌		PR誌は電子状のもの 50頁未満はその他リサイクル可能な紙
		315	その他リサイクル可能な紙 (封筒・紙筒・メモ用紙等)	パンフレット、カタログ、案内状、ポスティングチラシ、ダイレクトメール、封筒、コピー用紙、トイレットペーパー、紙筒、ノート、などで、全葉の半分大きき以上を目安	①厚紙、カーボン紙、カレンダー・コーティング紙等製品品、②葉書半分未満の小さな紙や破った紙、③汚れたり・濡れた紙はリサイクル不可(325)へ
	その他	321	大人用紙おむつ ※		尿取りパットも含む。単独なら数回にパットも入れる。
		322	子供用紙おむつ※		
		323	シート状紙おむつ(ベッシー等) ※		吸水性樹脂でできたシート状の物
		324	吸水樹脂製品		生理用品等
		325	その他リサイクル不可能な紙	④ラミネート紙と不織布はきちんと判断すること！(誤って簡単に破れず＝不織布)	紙巾、ちり紙、紙ひも、小さな紙切れ(書留紙以上)で資源化可能な紙は除く。容器包装以外の製品品等
		326	事業所からの紙類		内職や事業活動で家に持ち帰り家で廃棄含む
		327	シュレッダーくず		事業所排出も含む
繊維類	衣類	401	衣服(リユース可能、ウエス利用可能)		リユース可能な上着、セーター、シャツ、ズボン、スカート等の古着(リユース)やウエスへ資源化可能な繊維製品(下着も)、ネクタイ、靴下等の裏の裏製品は【402】
		402	人形、寝具、調度品、かばん、はざれ、雑巾、シッパ、布テープ等		不織布製品含む
		403	事業所からの繊維類		
	木片類	501	その他		
		502	事業所からの木片類		
草木類	生け花	511			
	剪定枝	512			
厨芥類	手を付けない食品	601	生鮮食品(野菜、果物、肉、魚、卵等)		★半分以上原形又は袋やトレイ・バック等に半分以上食品が残っているもの
		602	加工食品(惣菜、パン、麺、菓子等)		
		603	容器入り飲料、調味料等		
		604	調味料等小型の両品付固物		
		605	その他		
	調理くず	606	過期除去(誰が見ても)		
		607	その他調理くず		
		608			
	一般厨芥(食べ残し、分類不能等)	609	原液パック等取らないコップ・フィルターは並置があるので取る		
		610			

図表 6-5 分類項目表（その2）

成分	大分類	分類コード	中分類(1,2,3,4,5は二次コード)	小分類 ※印は個数も測定	備考
ガラス類	容器包装	701	リターナブルびん※		
		702	酒びん※	びん類 ★色分け測定も実施	
		703	飲料水のびん※	★7=白、8=茶、9=その他	医薬品ドリンクはここへ
		704	調味料のびん※	◎くもりガラスは、「くち」「底」で判別	
		705	食品のびん※	◎その他は、黒、緑、薄いブルーも含む	
		706	薬のびん※		
		707	化粧品品のびん※		
	その他	711	蛍光灯(直管、曲管、電球型)※		
		712	水銀入り製品※		体温計、水銀灯等
		713	その他有害製品		
		714	電球類		
		715	その他(コップ、灰皿等)		
		716	LED電球※		
		717	事業所からのガラス類		
★821と824に適用 [2次コード] 10=食生活用品 11=文具・日用品・おもちゃ・乗り物・スポーツ関係 12=その他(解体廃材等)	容器包装	801	飲料水の缶(アルミ缶※) 		
		802	飲料水の缶(スチール缶※) 		
		803	缶詰、缶箱		
		804	ペットフード等の缶詰、缶箱		
		805	一斗缶		
		806	簡易ガスボンベ(穴あき)※		
		807	簡易ガスボンベ(穴無し中身残存)※		振って液体がかなりの量残っている音がする物
		808	簡易ガスボンベ(穴無し中身無し)※		
		809	スプレー缶(穴あき)※		
		810	スプレー缶(穴無し中身残存)※		振って液体がかなりの量残っている音がする物
		811	スプレー缶(穴無し中身無し)※		
		812	その他	アルミトレイ、王冠、リップ、チューブ等	レンジ油揚げ、アルミホイールは容器包装でないその他
	その他	821	単一金属製品	なべ、釜、食器、包丁、クリップ等	常温的に資源化に回る。銅やフタのつまみの部分等がプラ等の複合物も含む→金属以外の割合が高ければ複合金属のマイイル不適へ分類
		822	小型家電等※	小型家電、充電器等付属品、家電製品のコード等	→◎製品別に個数、重量把握(記入表有り)
		823	複合金属製品	かき、ハンガー、工事用電線等(リサイクル不適)	
		824	筒形乾電池※(充電式は別)	筒形乾電池※(充電式は別)	ニッケル系ニッケル、アルカリ電池のエネルギー等もあり、なお、006p含む
		825	ボタン電池※	ボタン電池※	
		826	充電式電池※ 	充電式電池※ 	充電式EVOLTA、エネルギーサイクルエンジン等
		827	水銀含有製品(電池は除く)		古い血圧計
		828	危険物(カミソリ等)		
		829	使い捨てカイロ※	使い捨てカイロ※	
		830	その他		レンジカバー、アルミホイール等
		831	事業所からの金属類		
陶磁器類	その他	901	食生活用品、灰皿等日用品、置物		
		902	事業所からの陶磁器類		
その他	その他可燃	911	犬の糞(包んだ紙ごと)		新聞紙に包んだり、袋に入ったままでOK
		912	煙草の吸殻、掃除機のごみ		
		913	事業所からのその他可燃・準可燃		
	その他不燃	914	土砂、粘土等		
		915	事業所からのその他不燃		
	その他	916	猫のトイレ用の砂		袋に入ったままでOK
		917	在宅医療系		★プラ、金属等材質問わず。紙おむつは除く。

(4) サンプル量と分類作業量

サンプル量と分類作業量は図表 6-6のとおりである。なお、サンプル量が分類作業量を超える場合は、長方形にごみ袋を並べた後、無作為抽出により必要量を抽出した。

図表 6-6 サンプル量と分類作業量

住宅 形態	家庭ごみ		プラスチック製容器包装ごみ		もえない小物	
	サンプ リング量	分類 作業量	サンプ リング量	分類 作業量	サンプ リング量	分類 作業量
密集 住宅地区	【110世帯】 147袋 281.716kg 2,613 ^{リットル}	94袋 200.008kg 1,783 ^{リットル}	207袋 78.474kg 3,229 ^{リットル} (0.38kg/袋) (16 ^{リットル} /袋) (0.024)	177袋 67.164kg 2,786 ^{リットル} (0.38kg/袋) (16 ^{リットル} /袋) (0.024)	— 袋 122.651kg 952 ^{リットル} (—kg/袋) (— ^{リットル} /袋) (0.13)	同 左
戸建住宅 地区	【208世帯】 232袋 506.316kg 4,602 ^{リットル}	103袋 203.034kg 1,893 ^{リットル}				
集合住宅 地区	【82世帯】 98袋 171.938kg 1,457 ^{リットル}	同 左				
合計	【400世帯】 477袋 959.970kg 8,672 ^{リットル} (2.0kg/袋) (18 ^{リットル} /袋) (0.11)	295袋 574.980kg 5,133 ^{リットル} (2.0kg/袋) (17 ^{リットル} /袋) (0.11)				

※サンプル世帯数は住宅地図から個数をカウントした。低層アパートは15世帯/棟として世帯数を推定している。

※サンプル量は、季節変動が大きい剪定枝や資源物としてステーションに排出されていても収集されない、まとまって排出された段ボール、大型ごみとして扱われる1辺の長さが30cm以上のごみは除いた数値である。

※プラスチック製容器包装については各地区概ね20kg、もえない小物はサンプルしたごみ全量を調査の対象とした。

(5) 全市平均のごみ組成算定の考え方

全市平均のごみ組成算定の考え方は以下のとおりである。

もえない小物の収集間隔14日間に合わせるため、各区分・各地区のごみ組成結果実測値を14日間のサンプル量に引き延ばし、調査した3区分の実測値を合計して全市平均のごみ組成とした。3種計のごみ組成も同じ考え方でごみ組成を求めた。一方、容積比は、各ごみ種の実測値から求めた見かけ比重をもとに調査量合計から容積による合計排出量を算定し、これに実測値から求めたごみ組成割合を乗じることにより容積によるごみ組成項目別容積を算定した。この考え方は平成21年度調査と同じ方法である。

6.2 調査の結果

(1) 調査対象ごみの実態

1) ごみ排出用袋の状況

家庭ごみ、プラスチック製容器包装の排出用の袋等のサンプリングしたごみ全体による排出用袋の種類を図表 6-7に示す。なお、もえない小物はヒモで束ねるやバラのまま排出されることも多く排出状況は把握していない。

排出用袋の種類では、家庭ごみでは透明（半透明）のごみ袋・手提げレジ袋が大半を占めるが、一部、色付きのごみ袋（白濁・緑色等）や段ボール等の紙箱排出が見られた。

図表 6-7 家庭ごみ、プラスチック製容器包装の排出用の袋等の種類

		透明（半透明） のごみ袋	色付き（白濁・緑 等）のごみ袋	透明（半透明） の手提げ袋	色付き（白濁・緑 等）の手提げレジ袋	紙袋	段ボール等の紙箱	ひも、 ガムテープ	裸（バラ）	その他（商品のプラ 袋等）	合計
家庭ごみ	袋数	260	7	184	2	3	5		11	5	477
	割合	54.6	1.5	38.6	0.4	0.6	1.0		2.3	1.0	100.0
プラスチック製 容器包装	袋数	69		134	4						207
	割合	33.3		64.8	1.9						100.0

図表 6-8 サンプリングしたごみ

【家庭ごみ】



【プラスチック製容器包装】



【もえない小物】



2) 1袋当たりの重量、容積、見かけ比重

ごみの種類別に排出容器1個当たりの平均ごみ量を図表 6-9に示す。家庭ごみの排出個数のうち約56%を占めるごみ袋排出を見ると、平均で1袋あたり約2.7kg、25 $\frac{1}{10}$ ℓ、手提げレジ袋排出が平均で1袋あたり約1.1kg、8 $\frac{1}{10}$ ℓであり、全ての袋等の排出の平均で1袋あたり約2.0kg、18 $\frac{1}{10}$ ℓであった。プラスチック製容器包装では、ごみ袋排出は平均で1袋あたり608g、28 $\frac{1}{10}$ ℓ、手提げレジは平均で1袋あたり268g、10 $\frac{1}{10}$ ℓ、全ての袋等の排出の平均では1袋あたり379g、16 $\frac{1}{10}$ ℓであった。

なお、見かけ比重は、全ての袋等の平均で、家庭ごみは0.11、プラスチック製容器包装は0.024であった。

図表 6-9 1袋当たりの重量、容積、見かけ比重（3地区合計）

ごみの種類	ごみ袋の種類	サンプリング量			1袋当たり重量		見かけ比重
		袋数 (袋)	重量 (kg)	容積 (ℓ)	1袋当たり重量	1袋当たり容積	
家庭ごみ	ごみ袋	269袋	726.234kg	6,690 $\frac{1}{10}$ ℓ	2.7kg/袋	25 $\frac{1}{10}$ ℓ/袋	0.11
	手提げレジ袋	184袋	198.976kg	1,396 $\frac{1}{10}$ ℓ	1.1kg/袋	8 $\frac{1}{10}$ ℓ/袋	0.14
	その他	24袋	34.760kg	144 $\frac{1}{10}$ ℓ	1.4kg/袋	24 $\frac{1}{10}$ ℓ/袋	0.06
	計	477袋	959.970kg	8,672 $\frac{1}{10}$ ℓ	2.0kg/袋	18 $\frac{1}{10}$ ℓ/袋	0.11
プラスチック製 容器包装	ごみ袋	69袋	41.978kg	1,912 $\frac{1}{10}$ ℓ	608g/袋	28 $\frac{1}{10}$ ℓ/袋	0.022
	手提げレジ袋	134袋	35.892kg	1,291 $\frac{1}{10}$ ℓ	268g/袋	10 $\frac{1}{10}$ ℓ/袋	0.028
	その他	4袋	0.604kg	26 $\frac{1}{10}$ ℓ	151g/袋	7 $\frac{1}{10}$ ℓ/袋	0.023
	計	207袋	78.474kg	3,229 $\frac{1}{10}$ ℓ	379g/袋	16 $\frac{1}{10}$ ℓ/袋	0.024

3) ごみ種別のごみ組成実態

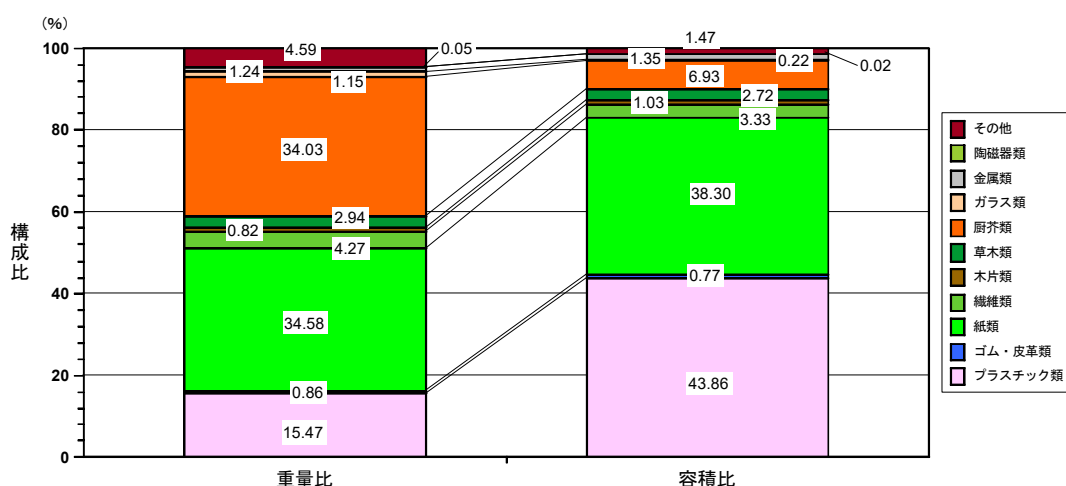
① 家庭ごみのごみ組成

a 家庭ごみ組成の概要

調査地区合計の家庭ごみの成分別ごみ組成は、図表 6-10に示すように、重量比では「紙類」が約35%、「厨芥類（流出水分等*含む。以下同じ）」が約34%、「プラスチック類」が約15%であった。一方、容積比ではかさばる容器包装が多く含まれる「プラスチック類」が約44%と大きな割合を占め、「紙類」が約38%、「厨芥類」が約7%であり、この3成分で約8割を超えていた。

*流出水分等：当初に計量したごみ量の総重量から、分類して個々の項目の重量の総和を引いた量。この重量の差は、分類作業中に厨芥類の水がこぼれたり、厨芥類から大気中に蒸発した水分が大半と考えられるため「流出水分等」としている。そのため、基本的には厨芥類として扱っている。

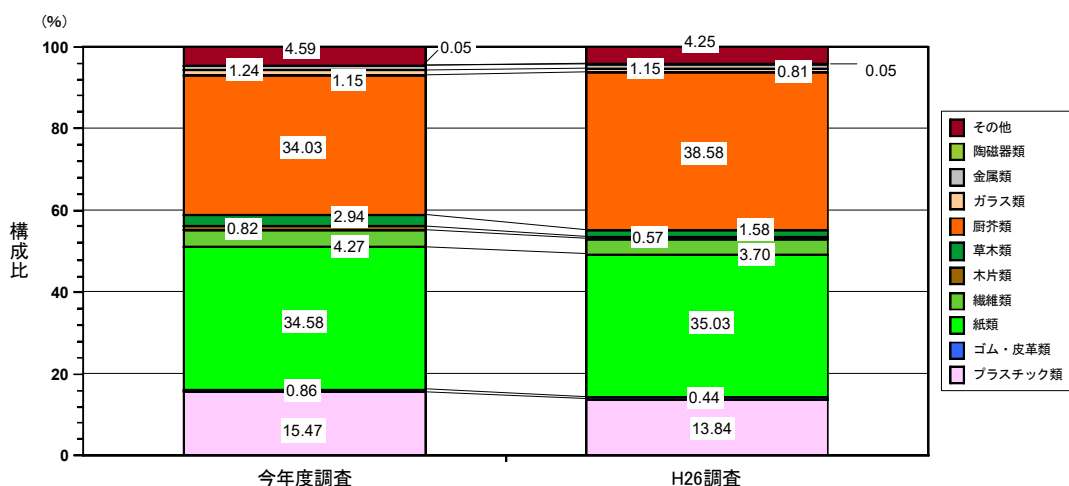
図表 6-10 家庭ごみの成分別ごみ組成



b 平成 26 年度調査との比較

平成26年度調査結果（9月のほぼ同じ時期に調査実施）との重量比による比較を図表 6-11に整理した。全体的にはほぼ同じごみ組成であったが、今年度調査結果では、プラスチック類の割合が若干増加し、厨芥類の割合が約5%低下していた。

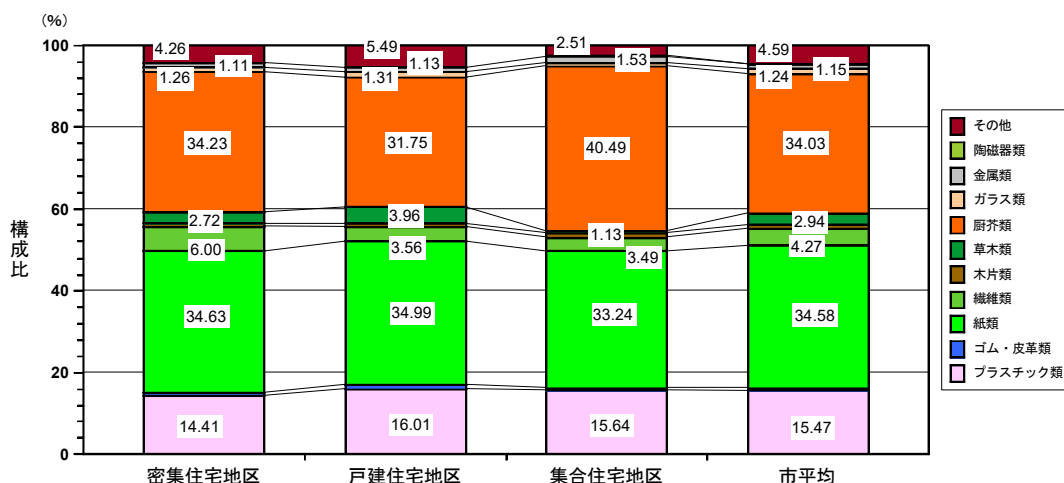
図表 6-11 家庭ごみの成分別ごみ組成の平成 26 年度調査との比較（重量比）



c 地区別家庭ごみ組成の比較

今回調査した3地区の家庭ごみ組成（重量比）を図表 6-12に示す。戸建住宅地区ではプラスチック類の割合が他地区に比べて若干高く、厨芥類は集合住宅地区の割合が高かった。なお、平成26年調査結果とプラスチック類の比べてみると、密集住宅地区（H26調査のプラスチック類割合15.48%→今年度14.41%）、戸建住宅地区（同14.14%→16.01%）、集合住宅地区（同11.49%→15.64%）となっており、この地区別ごみ組成の変化が今年度調査における市平均のプラスチック類の割合（同13.84%→15.47%）を平成26年調査結果と比べ若干高めている。

図表 6-12 地区別家庭ごみ組成の比較（重量比）



d 家庭ごみ組成の詳細

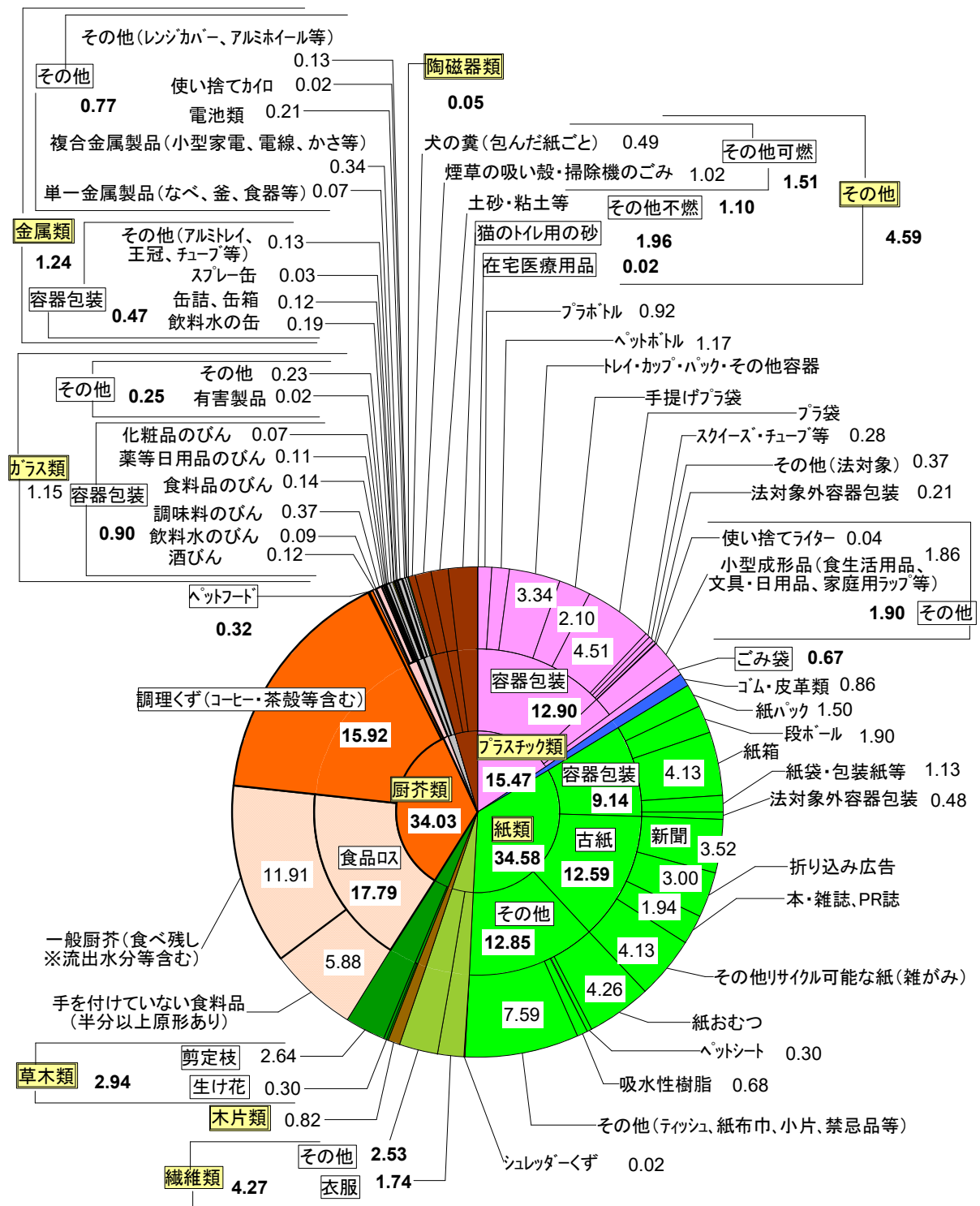
家庭ごみ質の詳細を重量比で図表 6-13に示した。

重量比では、プラ袋・フィルム・ラップ等のプラ袋（約5%）、トレイ・カップ・パック等容器（約3%）、手提げプラ袋（約2%）、ペットボトル（約1%）など「プラスチック製容器包装」が約13%を占め、また、食生活用品、文具・日用品・おもちゃ等、家庭用ラップを合わせたプラスチック製の製品が約2%を占め、ごみ袋を合わせた「プラスチック類」全体の割合は約15%であった。

「紙類」では、紙箱、段ボール、紙袋・包装紙等を合わせた「紙製容器包装」が約9%、新聞紙、本・雑誌等の「古紙」が約13%、紙おむつ、ティッシュ、小片等の「紙類その他」が約13%で合わせて約35%を占めていた。「厨芥類」では、半分以上食料品の原型が残った手を付けていない食料品が約6%、一般厨芥類（食べ残し等）の約12%を合わせたいわゆる「食品ロス」は約18%を占めていた。これに調理くず（約16%）等を合わせた「厨芥類」は約34%であった。

これらの組成を見る限り、家庭ごみの減量に向けて、紙製容器包装と古紙を合わせた資源化可能な紙類やプラスチック製容器包装のリサイクルの推進とともに、食品ロスの削減に向けた取り組みの強化が今後とも継続的に必要であると言える。

図表 6-13 家庭ごみ組成の詳細（重量比）



図表 6-14 手を付けていない食料品の排出状況



写真 2-2 食べ残しの排出状況



写真 2-3 プラスチック製品の排出状況

【家庭ごみ中の全体】



【食生活用品】



【日用品等】



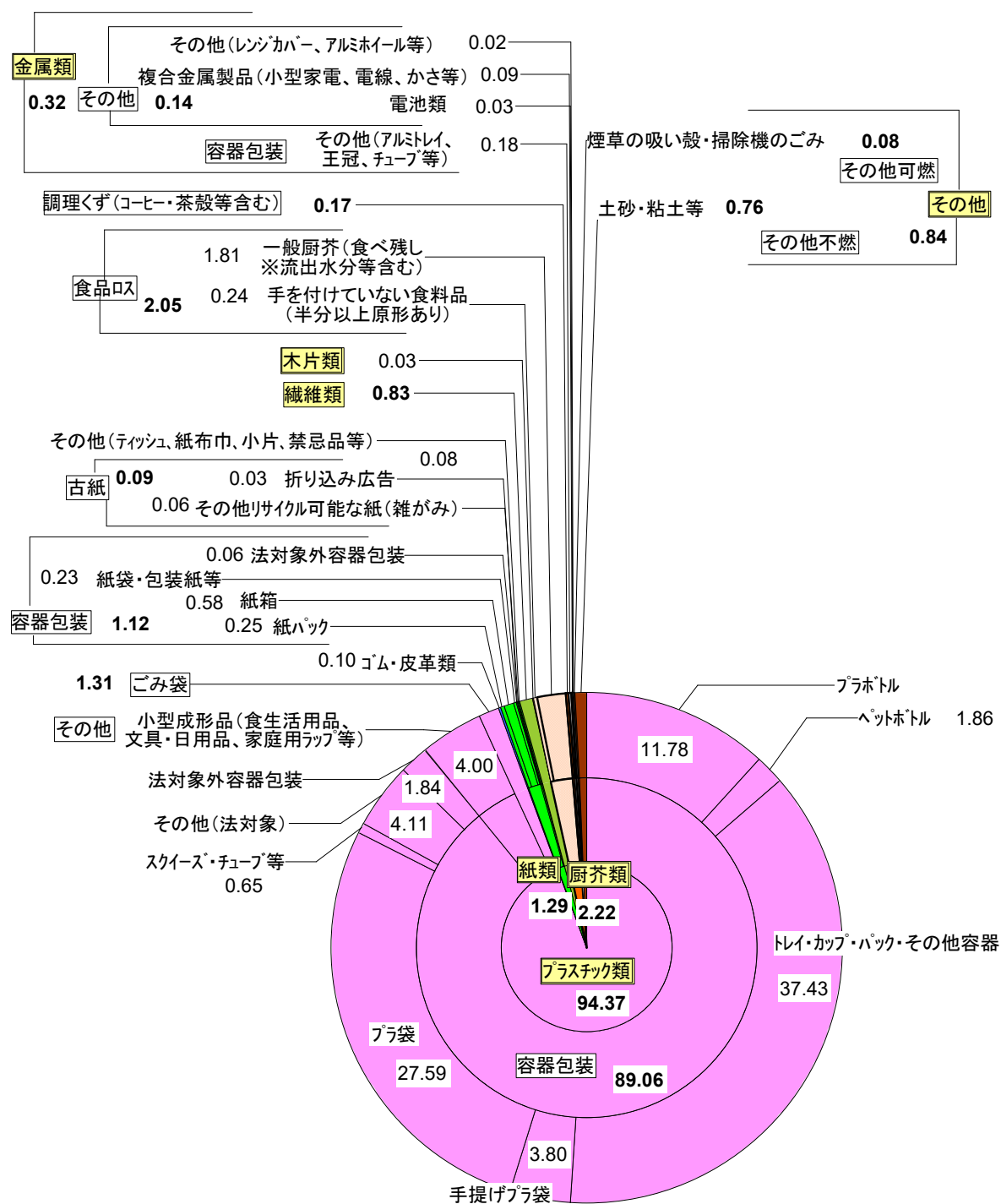
【家庭用ラップ】



② プラスチック製容器包装のごみ組成

プラスチック製容器包装には、食品残渣が容器包装に付着していたり、紙、金属等の異物が混入しており、分別排出が守られて排出されていたのは約85%（ペットボトルや法対象外容器包装を除く）であった。

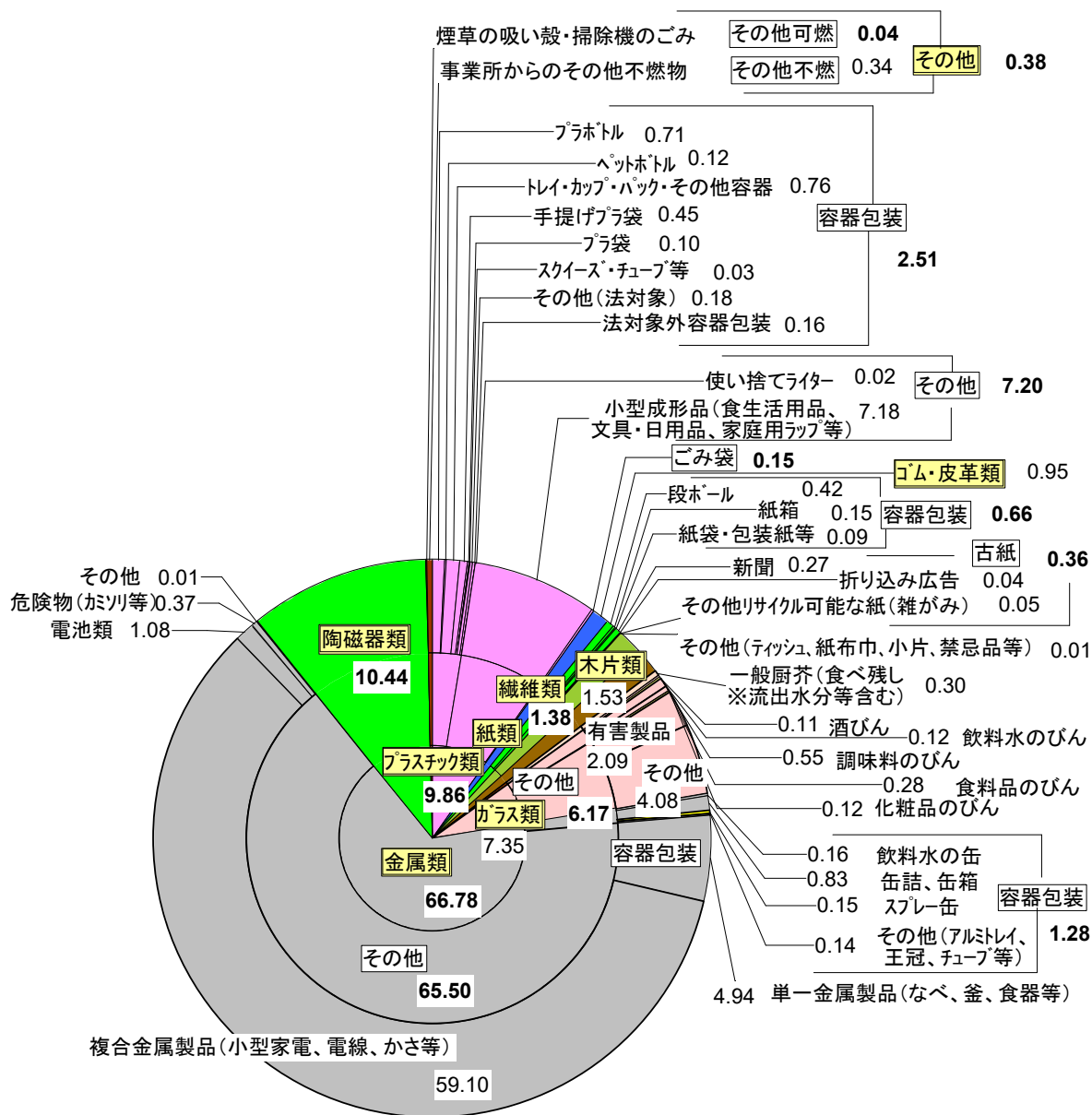
図表 6-15 プラスチック製容器包装のごみ組成の詳細（重量比）



③ もえない小物

もえない小物には、傘、小型の家電製品、やかん、鍋等の金属製器、陶磁器類、プラスチック製品などが排出されていた。

図表 6-16 もえない小物のごみ組成の詳細（重量比）



(2) ごみ組成調査のまとめ

① 組成概要

○概ね他都市のごみ組成と同じであるが、家庭ごみ中のプラスチック製容器包装の割合が他都市と比べやや高かった。

図表 6-17 家庭ごみ組成の概要（重量割合）

		東大阪市		八尾市	堺市	大阪市	寝屋川市
		R1	H26	H30	H30	H29	H28
		%	%	%	%	%	%
成分別	プラスチック類	15.47%	13.84%	12.9%	15.70%	13.01%	10.23%
	プラスチック製容器包装	11.52%	10.18%	8.6%	10.97%	8.26%	7.43%
	ゴム・皮革類	0.86%	0.44%	1.0%	0.94%	0.85%	2.17%
	紙類	34.58%	35.03%	35.3%	33.17%	32.88%	33.91%
	繊維類	4.27%	3.70%	8.0%	4.10%	4.79%	4.10%
	木片類	0.82%	0.57%	1.2%	2.65%	1.08%	0.91%
	草木類	2.94%	1.58%	1.1%		2.56%	1.69%
	厨芥類（流出水を含む）	34.03%	38.58%	35.3%	36.38%	35.37%	41.31%
	ガラス類	1.15%	0.81%	0.3%	0.87%	0.99%	0.16%
	金属類	1.24%	1.15%	1.4%	1.07%	2.99%	0.64%
	陶磁器類	0.05%	0.05%	—	—	0.19%	0.04%
	その他	4.59%	4.25%	3.5%	5.12%	5.29%	4.84%
合計		100.00%	100.00%	100.0%	100.00%	100.00%	100.00%

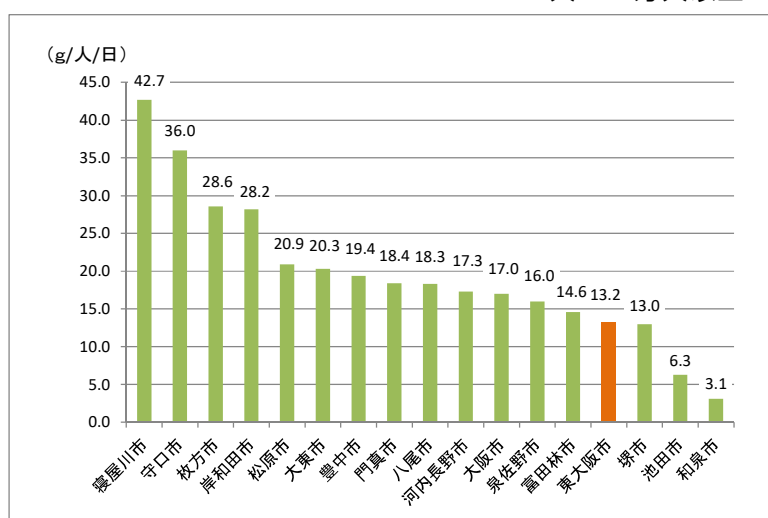
注) プラスチック製容器包装にはペットボトルを含まない。また、法対象外の容器包装は除いた値。

出典：各都市のごみ組成調査から

○なお、プラスチック類の割合の高さは、プラスチック製容器包装のリサイクル量とも連動している。

図表 6-18 プラスチック製容器包装の市民1人1日当たりの資源化量（H29）

人口10万人以上



出典：平成29年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

② 資源化可能物の割合

○プラスチック製容器包装と雑がみ（図表 6-19に示すその他紙製容器包装と雑紙）の資源化を進めれば、2割程度の家庭ごみの減量が可能である。

○しかし、プラスチック製容器包装は、分別対象がプラスチック全体ではなく容器包装に限定されるため、分別収集品目が市民に判別しにくい物があるとともに、洗って出す等の分別に手間がかかる。また、雑がみは、禁忌品等の資源として回収されない物があり市民に分別対象が分かりにくいとともに、古紙価格も低いため積極的に回収する資源回収業者は少ないなど、資源化を推進するには多くの課題を抱えている。

図表 6-19 家庭ごみ中の資源化可能物の割合（重量割合）

			東大阪市		八尾市	堺市	寝屋川市		
			R1	H26	H30	H30	H28		
			%	%	%	%	%		
資源化 可能物	プラスチック類	ペットボトル(PET収集の対象品目)		1.17%	0.70%	0.34%	0.64%	0.22%	
		★法対象物のみ	プラスチック製 容器包装	ブラボトル	0.92%	0.94%	0.86%	—	0.28%
			白色発泡トレイ	0.07%	0.11%	0.02%	—	0.04%	
			容器類(ボトル、白色発泡トレイ除く)	3.55%	2.55%	1.89%	—	1.54%	
			袋、シート等包装類	6.61%	6.36%	5.30%	—	5.25%	
			緩衝材、その他	0.37%	0.22%	0.25%	—	0.17%	
			計	11.52%	10.18%	8.32%	10.97%	7.28%	
		小計		12.69%	10.88%	8.66%	11.61%	7.50%	
	紙類	紙パック(飲料水、アルミコーティングなし)	1.01%	0.90%	0.64%	0.96%	0.84%		
		段ボール	1.64%	2.28%	2.05%	1.51%	0.95%		
		その他紙製容器包装(法律対象物のみ)	4.79%	5.01%	5.51%	5.27%	5.60%		
		新聞紙(そのまま排出)	1.81%	1.00%	1.10%	0.93%	0.62%		
		折込広告	1.94%	1.47%	1.97%		0.94%		
		本・雑誌・PR誌	2.20%	0.55%	1.76%	1.41%	1.47%		
		雑紙	4.59%	6.90%	6.33%	3.69%	5.60%		
		小計		17.98%	18.11%	19.36%	13.77%	16.02%	
	ガラス類 (びん類)	リターナブルびん	—	—	—	—	—		
		ワンウェイびん	0.90%	0.78%	0.22%	0.65%	0.12%		
	小計		0.90%	0.78%	0.22%	0.65%	0.12%		
	金属類	缶類	飲料水のアルミ缶	0.15%	0.17%	—	0.12%	0.05%	
			飲料水のスチール缶	0.04%	0.03%	—	0.16%	0.01%	
			缶詰、缶箱	0.12%	0.16%	0.06%		0.02%	
			計	0.31%	0.36%	0.06%	0.28%	0.08%	
簡易ガスボンベ・スプレー缶		0.03%	0.09%	0.01%	0.05%	0.01%			
金属単体製品		0.07%	0.12%	0.09%		0.11%			
小型家電		0.12%	0.08%	0.51%	0.22%	0.09%			
小計		0.53%	0.65%	0.67%	0.55%	0.29%			
繊維類(衣類)		1.74%	1.09%	3.20%	0.41%	0.25%			
資源化可能物の合計			33.84%	31.51%	32.11%	26.99%	24.18%		

注) 東大阪市のプラスチック製容器包装は法対象外を除く値。紙類は、汚れた古紙等を除くリサイクル可能な古紙等のみ値。

出典: 各都市のごみ組成調査から

③ 家庭ごみ中のきれいなプラスチック製容器包装の占める割合

○図表 6-20に示すように、家庭ごみに排出されているプラスチック製容器包装には、きれいな状態で排出されたプラスチック製容器包装が8割程度占めている。このことを踏まえてプラスチック製容器包装の回収量を増やすには、分別の手間を軽減するための現在の容器包装リサイクル法の制度の見直しや市民への分別排出に関する啓発方法に工夫を加える必要がある。

【プラスチック製容器包装の収集量増加する方法】

- ・家庭ごみ中にはきれいなプラスチック製容器包装が多く含まれている。どの程度洗えばよいのか分からないため分別しない人も多いため、広報並びに洗う基準を緩めるよう制度変更を行う
- ・ごみになるプラスチックは、容器包装リサイクルの対象となるプラスチック製容器包装や製品プラスチックがあり、見分けがつかない人も多い。そのため、収集を行うプラスチックを製品プラスチックにも拡大する。但し、容器包装リサイクル法の改正が必要となるため、市単独での実施は難しい。

図表 6-20 家庭ごみ中のきれいなプラスチック製容器包装の占める割合（重量比）

※戸建地区の家庭ごみ中のプラスチック製容器包装の汚れ度の調査結果

	1 (きれい)	2 (ほぼきれい)	1+2	3 (やや汚れている)	4 (汚れている)	合計
プラボトル	0.556kg 27.7	0.962kg 48.0	1.518kg 75.7	0.356kg 17.7	0.132kg 6.6	2.006kg 100.0
ペットボトル	0.473kg 16.2	2.030kg 69.7	2.503kg 85.9	0.410kg 14.1		2.913kg 100.0
白色発泡生鮮トレイ	0.006kg 4.2	0.104kg 72.2	0.110kg 76.4	0.034kg 23.6		0.144kg 100.0
その他生鮮トレイ	0.066kg 22.9	0.222kg 77.1	0.288kg 100.0			0.288kg 100.0
その他パック類	2.931kg 43.9	2.737kg 41.0	5.668kg 84.9	1.005kg 15.1		6.673kg 100.0
大型手提げ	0.048kg 100.0		0.048kg 100.0			0.048kg 100.0
小型手提げ（ごみ捨て用）	0.202kg 82.8	0.034kg 13.9	0.236kg 96.7	0.008kg 3.3		0.244kg 100.0
小型手提げ（ごみを入れて排出）	1.010kg 29.4	1.150kg 33.5	2.160kg 62.9	0.818kg 23.8	0.458kg 13.3	3.436kg 100.0
小型手提げ（そのまま）	0.298kg 58.7	0.210kg 41.3	0.508kg 100.0			0.508kg 100.0
プラ袋	5.207kg 59.0	1.877kg 21.3	7.084kg 80.2	0.731kg 8.3	1.016kg 11.5	8.831kg 100.0
詰め替えプラ袋		0.024kg 7.5	0.024kg 7.5	0.294kg 92.5		0.318kg 100.0
スクイーズ・チューブ		0.290kg 50.7	0.290kg 50.7	0.236kg 41.3	0.046kg 8.0	0.572kg 100.0
その他（法対象）	0.468kg 49.6	0.098kg 10.4	0.566kg 60.0	0.050kg 5.3	0.327kg 34.7	0.943kg 100.0
合計	11.265kg 41.7	9.738kg 36.2	21.003kg 78.0	3.942kg 14.7	1.979kg 7.4	26.924kg 100.0

ほぼ8割の容器包装がほぼ洗わずにプラスチック製容器包装へ排出可能

■ 洗浄の程度を示している自治体

（名古屋市）



（京都市）



④ 食品ロスの排出実態

○食品ロスは約18%で、他都市の排出状況とほぼ同じであった。

図表 6-21 食品ロスの排出実態

			東大阪市	八尾市	京田辺市
			R1	H30	H30
			%	%	%
厨芥類		生鮮食品(野菜、果物、肉、魚、卵等)	1.93%	2.57%	—
		加工食品(惣菜、パン、麺、菓子等)	3.52%	3.18%	—
		容器入り飲料、調味料等	0.29%	0.47%	—
		調味料等小型の商品付属物	0.14%	0.08%	—
		その他	—	—	—
	手を付けていない食料品(半分以上原形残存食料品)		5.88%	6.30%	8.42%
		過剰除去	—	—	0.54%
		その他調理くず	13.44%	15.78%	19.69%
	調理くず		13.44%	15.78%	20.23%
	一般厨芥(食べ残し、分類不能、流出水分等含む)		11.91%	10.86%	10.04%
	コーヒー殻・茶殻・ティーバッグ		2.48%	2.36%	2.63%
	ペットフード		0.32%	0.00%	
合計			34.03%	35.30%	41.32%
食品ロス	手を付けていない食料品(半分以上原形残存食料品)		5.88%	6.30%	8.42%
	調理過程における過剰除去		—	—	0.54%
	一般厨芥(食べ残し、分類不能、流出水分等含む)		11.91%	10.86%	10.04%
合計			17.79%	17.16%	19.00%

出典:各都市のごみ組成調査から

⑤ プラスチック製容器包装の排出状況

a 異物混入状況・洗浄状況

○異物の混入状況は、ごみ袋を除いて約13%であり、平成26年度調査と比べ若干低下している。
○プラスチック製容器包装に排出された物の汚れ度合いについては、図表 6-23に示すように、スクイーズ・チューブについては全てが汚れていたが、それ以外のプラスチック製容器包装のほとんどは「きれい」・「ややきれい」な状態で排出されていた。

図表 6-22 プラスチック製容器包装への異物混入状況

		東大阪市	
		R1 %	H26 %
分別対象容器包装		85.36%	84.27%
異物	ペットボトル	1.86%	3.08%
	成型品等プラスチック類	5.84%	6.65%
	ゴム・皮革類	0.10%	0.24%
	紙類	1.29%	1.32%
	繊維類	0.83%	0.19%
	木片類	0.03%	0.10%
	厨芥類(流出水分を含む)	2.22%	2.29%
	ガラス類	－	0.17%
	金属類	0.32%	0.17%
	その他	0.84%	0.67%
計		13.33%	14.88%
ごみ袋		1.31%	0.85%

図表 6-23 プラスチック製容器包装に排出された物の汚れ度合い

	1 (きれい)	2 (ほぼきれい)	1+2	3 (やや汚れている)	4 (汚れている)	合計
プラボトル	4.270kg 54.0%	2.945kg 37.2%	7.215kg 91.2%	0.694kg 8.8%		7.909kg 100.0%
ペットボトル	1.170kg 93.9%	0.076kg 6.1%	1.246kg 100.0%			1.246kg 100.0%
白色発泡生鮮トレイ	1.104kg 98.7%	0.014kg 1.3%	1.118kg 100.0%			1.118kg 100.0%
その他生鮮トレイ	2.248kg 98.0%	0.046kg 2.0%	2.294kg 100.0%			2.294kg 100.0%
その他バック類	19.858kg 91.4%	1.655kg 7.6%	21.513kg 99.0%	0.182kg 0.8%	0.034kg 0.2%	21.729kg 100.0%
大型手提げ	0.081kg 39.1%	0.126kg 60.9%	0.207kg 100.0%			0.207kg 100.0%
小型手提げ (ごみ捨て用)	0.531kg 60.5%	0.346kg 39.5%	0.877kg 100.0%			0.877kg 100.0%
小型手提げ (ごみを入れて排出)	0.500kg 58.8%	0.348kg 40.9%	0.848kg 99.8%	0.002kg 0.2%		0.850kg 100.0%
小型手提げ (そのまま)	0.458kg 74.7%	0.155kg 25.3%	0.613kg 100.0%			0.613kg 100.0%
ブラ袋	16.421kg 93.4%	0.735kg 4.2%	17.156kg 97.5%	0.340kg 1.9%	0.094kg 0.5%	17.590kg 100.0%
詰め替えブラ袋	0.522kg 55.5%	0.314kg 33.4%	0.836kg 88.9%	0.104kg 11.1%		0.940kg 100.0%
スクイーズ・チューブ				0.308kg 71.0%	0.126kg 29.0%	0.434kg 100.0%
その他 (法対象)	2.572kg 93.1%	0.092kg 3.3%	2.664kg 96.5%	0.098kg 3.5%		2.762kg 100.0%
合計	49.735kg 84.9%	6.852kg 11.7%	56.587kg 96.6%	1.728kg 3.0%	0.254kg 0.4%	58.569kg 100.0%

b 分別排出率

○今年度調査では家庭ごみ中のプラスチック製容器包装の排出量が増えており、分別排出率は平成26年度調査に比べ若干下がり約30%であった。なお、堺市（H30）は約29%（生活ごみ組成成分調査【平成30年度】（概要版））である。

○分別排出率は次式により求めている。なお付着率は20%としている。

分別協力率＝分別されたプラ÷家庭ごみ中のプラ×（1－付着率）

（例） $10\text{kg} \div 100\text{kg} \times (1 - 20\%) = 12.5\%$

（付着率考慮しないと10%で低めに算定される）

図表 6-24 分別排出率

	今年度調査	H26
プラボトル	40%	30%
白色発泡トレイ	54%	45%
容器類(ボトル、白色発泡トレイ除く)	35%	45%
スクイーズ・チューブ・スティック容器	10%	13%
袋、シート等包装類	24%	26%
緩衝材、その他	35%	49%
合計	30%	33%

注) 家庭ごみ中のプラスチック製容器包装に対してH26と同じ食品付着率を使って算定している。

c プラスチック製品の排出状況

○海洋汚染等で世界的に問題視されている使い捨てプラスチック製品の排出状況について以下に整理した。

○図表 6-25には、2週間の排出量に換算した、家庭ごみ、プラスチック製容器包装、もえない小物から排出される、食器類、文具・日用品・おもちゃ、家庭用ラップ、その他（建材の破片等）などのプラスチック製小型成形品等の排出状況を整理した（写真2－3参照）。

例えば、家庭ごみ中に約2%の小型成形品が含まれている。なお、必ずしも使い捨て製品ではなく、ある程度の期間使用されるプラスチック製小型成形品全体の排出状況である。

図表 6-25 プラスチック製小型成形品の排出状況

(2週間の排出重量 (t)、ごみ全体に占める重量割合 (%))

		家庭ごみ		プラスチック製 容器包装		もえない小物		合計	
		t	割合	t	割合	t	割合	t	割合
小型成形品等	計	62.376	1.86%	6.278	4.00%	8.807	7.18%	77.461	2.13%
	食生活用品	17.825	0.53%	2.558	1.63%	0.638	0.52%	21.021	0.58%
	文具・日用品・おもちゃ等	22.471	0.67%	2.260	1.44%	8.169	6.66%	32.900	0.90%
	家庭用ラップ	21.017	0.63%	1.460	0.93%	0.000		22.477	0.62%
	その他(雨どい等)	1.063	0.03%					1.063	0.03%

注) 重量は2週間に排出された量。割合は、各ごみ種別の総ごみ量に対する割合。

（１） 東大阪市内の事業所の状況

- 東大阪市内の事業所の状況について、東大阪商工会議所に対し、ヒアリングを行った。
- ヒアリング概要としては、次のとおりである。
(実施日：2020年3月13日実施、ヒアリング先：東大阪商工会議所振興部)

[製造業]

- 最近まで景況感は上向きであったが、新型コロナウイルスの影響もあり、今後は抑制される可能性があるだろう。
- 製造現場も中堅以上は、東大阪市外に製造拠点を移しているところが多い。(土地不足)
- 小規模零細事業所は経営者の継承がなかなか進んでいないのが現状である。

[小売業]

- 市内の大型商業施設の閉店もあり、市外の大型商業施設に流れている。

[開業・起業]

- 新規創業はサービス業が多い。

[鉄道等の新線開業の影響]

- JR おおさか東線全線開業（2019年3月）は大阪市内や吹田市方面とのアクセス向上に繋がり、通勤圏が変わった印象。人の流れが良い方向に変わった。
- 今後予定されているモノレール延伸も、空港とのアクセス向上、通勤面でもかなり良くなるだろう。

[事務所・貸しオフィス]

- JR おおさか東線開業の影響で実勢価格はあがっているだろう。
- マンション等の売行きも好調のようだ。

[市内事業所のごみ減量・環境への取り組み状況]

- 特段の取り組みはなさそうである。食品ロス関係も現状はつかみ切れていない。

(2) 事業系一般廃棄物の組成（近隣市の例）

- 大阪市、高槻市、京都市の事業系一般廃棄物の組成を取りまとめた。
- いずれの市でも紙類の組成が 30%を越えており、高くなっている。
- またプラスチック類も 15%程度含まれている。
- 厨芥類については、大阪市・高槻市で 30%程度、京都市は 40%程度となっている。
- 資源化可能な物は、大阪市で約 27%、高槻市で約 25%、京都市で約 20%含まれている。
- 東大阪市も同様の傾向と考えられる。

図表 7-1 大阪市・高槻市・京都市の事業系一般廃棄物組成

			大阪市 (平成27年2月調査)		高槻市 (平成25年7月調査)		京都市 (平成23年11月調査)	
			重量	容積	重量	容積	重量	容積
			(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
事業系一般廃棄物	紙類		36.0	45.9	34.6	43.7	31.9	41.5
		紙おむつ	2.4	1.4	0.3	0.1	4.4	2.9
	プラスチック類		15.0	37.8	14.3	39.6	13.6	37.9
	繊維類		3.4	2.0	4.6	3.3	2.1	1.1
	ゴム類		0.7	0.4	0.3	0.1	0.3	0.2
	皮革類		0.1	0.1	0.5	0.3	0.2	0.1
	ガラス類		1.5	0.5	1.9	0.6	0.7	0.3
	金属類		3.2	3.6	2.5	3.1	2.2	3.3
	陶磁器類		0.5	0.1	1.3	0.3	0.1	0.0
	厨芥類(流出水分含む)		31.4	5.8	33.3	6.6	43.5	11.1
	木片類		1.5	0.9	1.5	0.9	1.8	2.2
	草木類		2.5	2.0	0.8	0.5	1.3	1.5
	その他		4.2	0.9	4.4	1.0	2.3	0.8
	全調査項目合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

図表 7-2 大阪市・高槻市・京都市の事業系一般廃棄物内の資源化可能な物

			大阪市 (平成27年2月調査)		高槻市 (平成25年7月調査)		京都市 (平成23年11月調査)	
			重量	容積	重量	容積	重量	容積
			(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
紙類	古紙類	新聞(折ったままのみ)	0.8	0.4	0.3	0.2	1.0	0.5
		折り込み広告	0.6	0.4	0.2	0.1	0.7	0.5
		雑誌	1.1	0.3	0.7	0.2	1.3	0.3
		書類	1.0	0.2	—	—	0.1	0.0
		段ボール	4.8	7.8	2.8	5.8	1.9	3.2
		細計	8.3	9.1	4.0	6.3	5.0	4.5
	その他資源化可能な紙類	大型紙箱	—	—	—	—	0.0	0.0
		紙バック(500ml以上、アルミ無し)	0.2	0.8	0.2	0.6	0.3	1.2
		上記以外の紙製容器包装材	6.2	13.5	3.0	6.3	6.4	14.9
		色白紙	1.8	2.1	2.0	2.1	1.3	2.0
		色付き紙	3.4	3.3	7.4	3.7	2.9	2.8
		印刷残紙・出版残紙等	0.3	0.2	—	—	0.0	0.0
		シュレッダーくず	1.8	2.6	2.8	3.7	1.5	2.9
		その他再生可能な紙	0.6	0.7	0.2	0.2	0.4	0.6
		細計	14.3	23.2	15.6	16.6	12.8	24.4
	小計		22.6	32.3	19.6	22.9	17.8	28.9
	プラスチック類	トロ箱	0.0	0.5	0.1	1.1	0.0	0.0
		ペットボトル	1.0	3.7	2.5	10.5	0.5	2.2
	小計		1.0	4.2	2.6	11.6	0.5	2.2
	古布類		0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
	びん類(飲料、食料・調味料、日用品)		1.0	0.3	1.0	0.3	0.6	0.2
	金属類	缶類(飲料、食料・調味料、日用品、スプレー缶)	1.4	2.8	1.3	2.8	1.1	2.5
		単一金属	0.3	0.1	0.5	0.1	0.3	0.1
		小型家電	0.5	0.2	0.0	0.0	—	—
	小計		2.2	3.1	1.8	2.9	1.4	2.6
	資源化可能な物 合計		27.1	40.1	25.1	37.8	20.4	34.0
厨芥類	調理・原料くず・製造工程不良品・販売前の除外外葉等		12.9	2.6	18.2	3.7	24.5	6.5
		手をつけていない食料品(売れ残り、作り置き仕入れ過ぎ、調理食材鮮度切れ、在庫処分、返品等)	5.5	1.4	5.6	1.7	7.9	2.9
		一般厨芥類(食べ残し等)	13.1	1.9	9.5	1.2	11.2	1.7
	小計		31.5	5.9	33.3	6.6	43.6	11.1
厨芥類含む合計			58.6	46.0	58.4	44.4	64.0	45.1

(3) 東大阪市内の一般廃棄物減量計画書

- 東大阪市内の一般廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例により、特定事業所は一般廃棄物減量計画書の提出を行っている。
- 平成 30 年度実績、令和元年度処理計画を図表 7-3 に示す。

図表 7-3 一般廃棄物減量計画書集計（令和元年度分）

年度区分 廃棄物種類		平成30年度処理実績(4月～3月)				令和元年度処理計画(4月～3月)				対前年度比			
		発生量 (トン)	処理区分			発生量 (トン)	処理区分			発生量 (トン)	再利用率 (トン)	廃棄物処理量 (トン)	
			再利用率	廃棄物処理量	再利用率		再利用率	廃棄物処理量	再利用率				
													A
一般廃棄物	紙類	ダンボール	6,711	6,652	59	99.1	6,473	6,395	77	98.8	-238	-257	19
		雑誌	358	308	50	86.1	339	292	47	86.0	-19	-17	-3
		新聞	116	115	1	99.0	106	104	2	98.2	-11	-11	1
		OA用紙	208	158	50	76.0	190	143	47	75.2	-18	-15	-3
		その他	472	213	259	45.1	438	188	250	43.0	-34	-24	-9
	紙類小計	7,865	7,446	419	94.7	7,546	7,122	424	94.4	-319	-324	5	
	厨芥類 (茶がら・残飯等生ごみ)	5,974	311	5,663	5.2	5,581	318	5,263	5.7	-393	7	-400	
	その他	2,039	266	1,773	13.1	1,933	255	1,678	13.2	-106	-11	-95	
	小計	8,013	577	7,436	7.2	7,514	573	6,941	7.6	-499	-4	-495	
	一般廃棄物合計		15,879	8,024	7,855	50.5	15,060	7,695	7,365	51.1	-819	-329	-490
その他	びん類	191	173	18	90.5	314	211	103	67.2	123	38	85	
	かん類	559	535	24	95.7	540	517	23	95.7	-19	-18	-1	
	プラスチック類	296	237	60	79.9	349	293	56	83.9	53	56	-3	
	その他	169	113	56	66.7	164	106	57	64.9	-5	-6	1	
	小計	1,216	1,058	158	87.0	1,368	1,128	240	82.5	152	70	82	
総合計		17,095	9,081	8,013	53.1	16,428	8,823	7,605	53.7	-667	-259	-409	

(参考) 特定事業所 定義

- (1) 1, 000 平方メートル以上の店舗面積 [大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律 (昭和 48 年法律第 109 号) 第 2 条第 1 項に規定する店舗面積をいう。] を有する店舗をもって小売業を営む者
- (2) 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院のうち、患者 200 人以上の収容施設を有するものを開設している者
- (3) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 41 条に規定する高等学校、同法第 52 条に規定する大学および同法第 69 条の 2 第 2 項に規定する短期大学を設置している者
- (4) 3, 000 平方メートル以上の延べ面積を有する興行場、遊技場、集会場、若しくは旅館において、それぞれこれらの営業を行う者、または 3, 000 平方メートル以上の延べ面積を有する事務所において業務を行う者

(4) 展開調査の実施状況

- 東大阪都市清掃施設組合での展開調査の実施状況は図表 7-4 のとおりである。おおよそ月 2 回程度実施している。

図表 7-4 東大阪都市清掃施設組合での展開調査実施状況

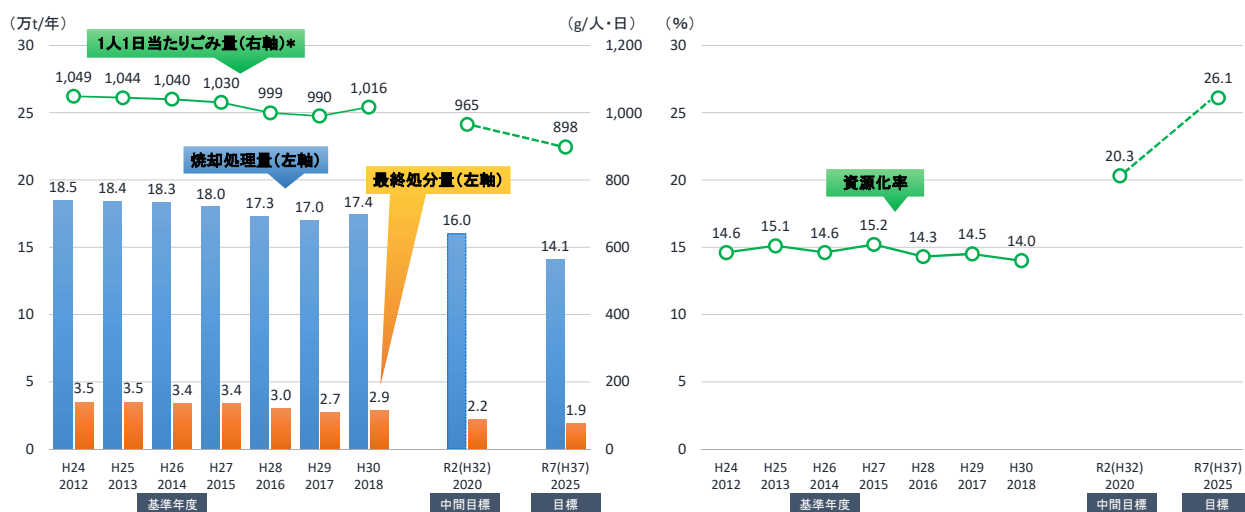
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合計
回数	24	21	24	22	24	24	25	24	25	28	241
台数	96	81	91	79	62	58	77	83	95	104	826

8 目標の推移、達成状況

(1) 目標の推移、達成状況

- 現行計画では、焼却処理量・1人1日あたりの排出量・資源化率・最終処分量の4つの目標を設定している。
- 焼却処理量等のごみ量は平成29年度まで減り続けていたが、平成30年度に増加に転じている。1人1日当たりのごみ量も増加しており、継続した減量が必要である。
- 資源化率については、平成24年度(2012年)以降、15%前後で推移している。目標達成には今後、毎年1%程度、資源化率を増加させなければならず、容器包装プラスチックの分別をさらに進める必要がある。

図表 8-1 東大阪市 1人1日当たりごみ量・焼却処理量・最終処分量・資源化率の目標と実績推移



(2) 現行計画の施策の展開状況

○ 現行計画の施策の展開状況は次のとおりである。

図表 8-2 現行計画の施策体系と取組状況

基本方向	施策の柱		施策	取組状況(取組実績)
Ⅰ も っ た い な い 意 識 の 浸 透 に よ る 発 生 抑 制 と 再 使 用 の 推 進	施策1.	環境にやさしい生活の定着	環境教育・環境学習の充実	スケルトンパッカー車の導入や、食品ロスに関する講座、ECOポスターコンクールなどを新たにメニューに加え取組を推進、ECO ファミリーフェスタ等の開催
			ごみに関する情報提供の充実	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の提供開始(H30.11.〜)、多言語対応も今後予定
	施策2.	環境にやさしい経営の定着	発生抑制を優先した経営の浸透	排出事業者への啓発(パンフレット「事業系ごみの減量化・資源化について」)
			環境配慮型製品の浸透	東大阪市(行政)のグリーン購入の推進、取組実績の公表
			環境マネジメントシステム導入促進	エコアクション21の案内
	施策3.	ごみ処理費用の適正負担	家庭系大型ごみの有料化の検討	廃棄物減量等推進審議会の答申を受け、大型ごみ有料化を導入(H30.8.〜)
			事業系ごみの処理原価に見合う処理手数料の定期的な見直し	東大阪都市清掃施設組合における手数料減免制度について、収集運搬許可業者(清掃事業協同組合)と東大阪都市清掃施設組合との協議に本市も参加(本市条例の手数料(100kgあたり1,350円)について改正の予定なし)
事業系ごみの有料指定袋制度や資源化物の減免制度の研究			古紙等資源物の分別排出等の案内の実施による減量啓発	
Ⅱ 市 民 ・ 事 業 者 ・ 行 政 の 取 組 み	施策1.	多様な回収システムの拡充	店頭回収システムの充実 その他の回収システムの充実	蛍光管・乾電池の「回収協力店」制度の運用 小型家電の出張回収、回収ボックスの設置(23ヶ所)、市施設での拠点回収(15ヶ所)
	施策2.	地域と協働によるごみ減量の取組み	地域ごみ減量推進員・協力員と市の連携によるごみ分別や資源化の促進	東大阪市地域ごみ減量推進員 453人(令和元年8月22日委嘱) (校区連合会長・自治会長 409名 女性部長 44名) 地域ごみ減量協力員 3,873人(令和元年10月31日現在) (おおむね50世帯に1人の割合で選任) H26〜R1年度の6年間で、視察研修または研修会を毎年開催
			再生資源集団回収推進協議会と連携した集団回収活動の促進	集団回収エコだよりの発行、雑がみ図鑑の発行等
			事業者の自主的なごみ減量行動の誘導	事業所での分別排出の徹底
	施策3.		特定事業者に対するごみ減量指導の強化	計画書提出等、特定事業者に対する指導の継続
			自主的なごみ減量行動への誘導	市関連施設および市内大学の食堂運営事業者へ食品ロスの周知およびアンケートの実施 等
			優良事業所の顕彰制度の導入	東大阪市CSR経営表彰(環境部門)の実施
			ごみ減量勉強会などの開催	実績なし
			施策4.	公共施設における率先行動の充実
			3Rへの率先行動	市立小学校等での古紙類分別回収の実施、剪定枝の堆肥、燃料チップ化
Ⅲ 環 境 負 荷 が よ り 少 な い シ ス テ ム の 構 築	施策1.	新たな収集・運搬体制の構築	収集・運搬体制等の充実	廃棄物減量等推進審議会の答申(H30.2.)を受け、資源の持ち去り対策を検討中
			環境負荷が小さい収集車両の導入	ディーゼル車排ガス規制に対応した車両の導入
			安全・安心なごみ収集の取組み	H23.11.にふれあい収集を開始し継続して実施している
	施策2.	(仮称)環境センターの整備	環境事業所の統合 等	整備に向けて基本構想、基本計画の策定等を実施している
	施策3.	中間処理施設の整備・監視体制の強化	焼却施設・破砕施設の整備 等	東大阪都市清掃施設組合、大東市と連携し、平成29年3月に第5工場を整備
	施策4.	最終処分場の安定的な確保	広域的な最終処分場の安定的な確保を国や大阪府に要望	フェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)の設置事業が進捗しており、安定的な確保に向け継続的な取組みが行われている
			ごみ減量化の推進、中間処理施設の性能向上による最終処分量の削減	第5工場の整備、第6工場整備に向けた検討の実施
	施策5.	適正処理困難物の対応強化	広域処理体制の整備について、国や大阪府に要望	当市会員である公益社団法人 全国都市清掃会議が関係省庁に要望書を提出している
			業界団体や販売店での引き取り徹底等、事業者と協力を求める	実績なし
	施策6.	在宅医療廃棄物などの対応強化	医療関係者と連携、在宅医療廃棄物の適正処理を促進	H26.10.から在宅医療廃棄物の戸別収集を実施している。
	施策7.	きれいなまちづくりの推進	不法投棄の防止	不法投棄パトロール、夜間パトロールの実施、警告看板の提供、監視カメラの設置等を実施している。
			散乱ごみ対策と美化の推進	地域清掃ごみの迅速収集等の支援を実施している
	施策8.	災害廃棄物対策の強化	災害廃棄物処理の策定検討	令和元年度に環境省の災害廃棄物処理計画策定モデル事業に採択され、当該事業の報告書において本市の廃棄物処理発生量等データが割り出された(令和2年度に東大阪市災害廃棄物処理計画を策定予定)
			近隣自治体、国や大阪府との情報交換、相互応援、支援体制の確保	東大阪ブロック8市、3事務組合との「一般廃棄物処理(ごみ処理)」に係る相互支援協定」の提携(H20.3.)
			関連業界との協定の締結	東大阪環境事業協同組合(H28.4〜)と災害時におけるし尿収集運搬に関する協定を締結 令和2年度の東大阪市災害廃棄物処理計画の策定と並行して、関係団体との協定を結ぶ予定

9 現行東大阪市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況と計画課題の把握

■ 東大阪市を取り巻く状況－廃棄物処理に求められる社会的要請

① 地域循環・持続可能な社会実現に向けたごみ排出量の削減

大阪府内の他市と比較しても多い東大阪市のごみ量への対応が求められる。

② 食品ロスへの対応

ごみ中の食品残さに含まれる食品ロスの発生抑制が求められる。

③ 海洋プラスチック問題への対応

海洋プラスチック問題をを受け、プラスチック使用量の抑制、適切な分別リサイクルが求められる。

④ 少子高齢化・人口減少への対応

今後の少子高齢化による人口減少等の進行により、特に高齢者を中心としたごみ出し困難者への対応について、ふれあい収集以外のサービスや仕組みづくりが求められる可能性がある。

⑤ 災害により発生する災害廃棄物処理対策

昨今多発、激甚化する災害への対策が求められる。

■ 東大阪市一般廃棄物処理計画での課題設定

① 他都市に比べて多いごみ量への対応

家庭系・事業系ともに、他都市に比べて多いごみ量の減量を進めることが必要である。また、今後、新ごみ処理施設の建設までにできる限り早くごみ量を減らすことで施設規模を小さくすることができれば建設予算の節約に繋げることもできる。

② 食品ロスやプラスチックごみの発生抑制、容器包装プラの分別協力率

家庭系ごみの減量は、プラスチック製容器包装の分別協力率の向上、ごみ中で大きな割合を占める食品ロスを含めた厨芥類の発生抑制が必要である。

③ ごみ減量や分別に関心のない層への啓発

市政だよりや回覧等を通じたこれまでの啓発方法ではアプローチが難しい「関心のない層」への啓発が必要である。SNS を通じた啓発等、これまでとは異なるアプローチを検討する必要がある。

④ 事業系ごみの減量、小規模事業者にわかりやすいごみ減量・資源化・適正処理

東大阪市内に多く立地する小規模事業者に対するわかりやすいごみ減量や資源化、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別等を進める必要がある。

⑤ 事業系ごみ減量のための搬入検査充実、搬入手数料改定等

事業系ごみ減量を推進するために、東大阪都市清掃施設組合・大東市と連携し、搬入検査の充実、搬入手数料改定等を検討する必要がある。

⑥ ごみ出しが困難な高齢者や障がい者への支援

東大阪市では、すでに「ふれあい収集」を行っているが、介護サービスを利用する高齢者の増加、障がい者の地域生活の拡充施策に対応するため、これまで以上のごみ出し支援が求められる。

⑦ 実効性のある災害廃棄物処理対策の推進

災害廃棄物処理計画の策定はもちろん、マニュアルの策定、仮置場候補地の選定や、市民啓発、また廃棄物処理業者や建設業者との連携強化等により実効性のある災害廃棄物処理対策を推進する必要がある。

課題①	他都市に比べて多いごみ量への対応
家庭系・事業系ともに、他都市に比べて多いごみ量の減量を進めることが必要である。また、今後、新ごみ処理施設の建設までにできる限り早くごみ量を減らすことで施設規模を小さくすることができれば建設予算の節約に繋げることもできる。	

●現状

- 東大阪市を含めた大阪府内人口 10 万人以上の 22 市のごみ量（平成 29 年度（2017 年度））を比較した。
- 家庭系ごみ、事業系ごみのいずれも、他都市と比較してごみ量が多い状況である。

市区町村名	総人口 (人)	家庭ごみ（混合ごみ・可燃ごみ）搬入量		
		搬入量 (t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)
大阪府	8,831,642	639,165	198	
守口市	142,487	16,961	326	1
大阪市	2,713,157	335,320	339	2
寝屋川市	233,883	32,410	380	3
枚方市	402,005	57,734	394	4
泉佐野市	100,567	14,606	398	5
豊中市	397,490	58,303	402	6
茨木市	282,012	41,442	403	7
岸和田市	192,637	28,713	408	8
門真市	121,936	18,310	411	9
池田市	103,993	15,813	417	10
和泉市	185,440	28,322	418	11
吹田市	379,246	58,033	419	12
松原市	119,543	18,501	424	13
河内長野市	104,713	16,269	426	14
八尾市	267,581	42,139	432	15
箕面市	135,765	21,613	436	16
高槻市	350,145	56,764	444	17
東大阪市	498,099	86,479	476	18
堺市	834,267	152,808	502	19
大東市	121,609	23,116	521	20
富田林市	112,035	21,384	523	21
羽曳野市	111,221	23,104	569	22

市区町村名	総人口 (人)	事業系ごみ量		
		搬入量 (t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)
大阪府	8,831,642	1,230,808	382	
富田林市	112,035	5,568	136	1
河内長野市	104,713	6,417	168	2
松原市	119,543	8,172	187	3
羽曳野市	111,221	7,721	190	4
大東市	121,609	8,851	199	5
寝屋川市	233,883	18,247	214	6
八尾市	267,581	20,971	215	7
枚方市	402,005	33,832	231	8
池田市	103,993	9,178	242	9
吹田市	379,246	35,699	258	10
和泉市	185,440	18,836	278	11
高槻市	350,145	35,703	279	12
豊中市	397,490	43,298	298	13
守口市	142,487	15,882	305	14
堺市	834,267	96,108	316	15
箕面市	135,765	16,737	338	16
東大阪市	498,099	76,728	422	17
門真市	121,936	19,433	437	18
茨木市	282,012	44,962	437	19
岸和田市	192,637	31,958	455	20
大阪市	2,713,157	548,403	554	21
泉佐野市	100,567	32,142	876	22

平成 29 年度環境省一般廃棄物処理実態調査より作成

●課題への対応例

（その他の個別課題で掲載）

課題②	食品ロスやプラスチックごみの発生抑制、容器包装プラの分別協力率
家庭系ごみの減量は、プラスチック製容器包装の分別協力率の向上、ごみ中で大きな割合を占める食品ロスを含めた厨芥類の発生抑制が必要である。	

●現状

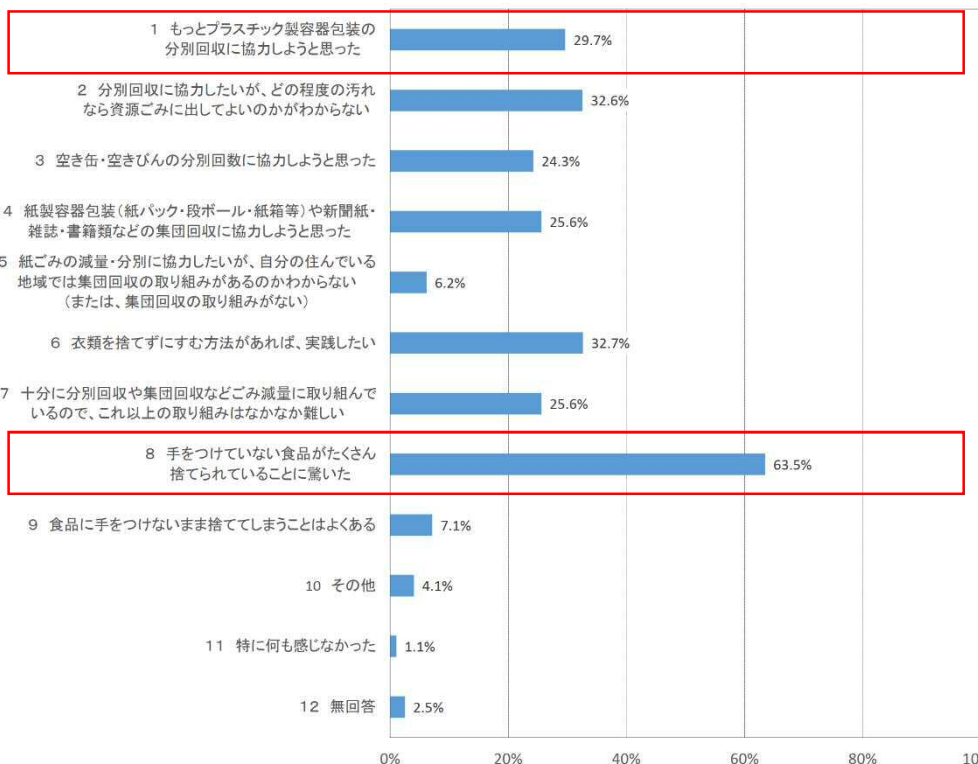
- 東大阪市のプラスチック製容器包装の1人1日当たりの資源化量15gで多い方から15番目と低い状況である。(プラスチック製容器包装の資源化量が最も多い寝屋川市では43g、2番目の守口市で36g、3番目の岸和田市、4番目の枚方市は29gとなっている。)
- プラスチック製容器包装の分別収集について、市民への浸透に課題がある。
- 食品ロスについては、他都市と同じくごみ中の厨芥類の割合が高い状況である。

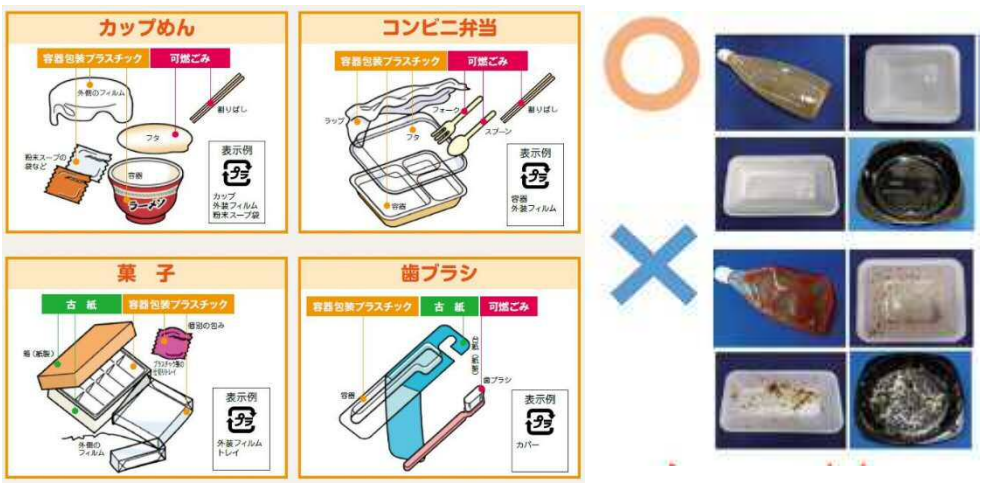
市区町村名	総人口 (人)	プラスチック資源化量		
		回収量 (t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (多い順)
大阪府	8,831,642	49,206	15	
寝屋川市	233,883	3,681	43	1
守口市	142,487	1,893	36	2
岸和田市	192,637	2,027	29	3
枚方市	402,005	4,223	29	3
松原市	119,543	922	21	5
大東市	121,609	902	20	6
豊中市	397,490	2,865	20	7
門真市	121,936	831	19	8
八尾市	267,581	1,789	18	9
河内長野市	104,713	680	18	10
大阪市	2,713,157	16,730	17	11
泉佐野市	100,567	587	16	12
富田林市	112,035	601	15	13
堺市	834,267	3,983	13	14
東大阪市	498,099	2,358	13	15
池田市	103,993	239	6	16
和泉市	185,440	209	3	17
吹田市	379,246	0	0	18
高槻市	350,145	0	0	18
茨木市	282,012	0	0	18
箕面市	135,765	0	0	18
羽曳野市	111,221	0	0	18

※回収量0tの自治体は、容器包装プラスチックの
分別収集を実施していない。

平成29年度環境省一般廃棄物処理実態調査より作成

●課題への対応例

取組	概要																										
プラスチック 市民、事業者からのプラスチックごみゼロ宣言の募集（神奈川県）	市民、事業者からのプラスチックごみゼロ宣言の募集（神奈川県） 																										
プラスチック 庁舎・議会等での率先行動（多数）	● 庁舎内コンビニエンスストアでのレジ袋配布の原則取り止め（北海道） ● 庁舎内コンビニエンスストアでの紙袋配布への切替（三重県） ● 庁舎内弁当販売店での弁当容器のリユース化（福岡県） ● 市施設設置の自動販売機からペットボトル製品を撤去（豊中市） ● 容器包装や本体をプラスチック製以外のものを減量とした啓発物品への切替（名古屋市） ※「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」を8月に宣言済み：市役所、議会でのマイバッグ、マイカップの率先活用、過剰なプラスチック利用の見直し、主催イベントでの使い捨てプラスチック使用削減・分別、会議での使い捨てプラスチック使用削減等																										
プラスチック 食品ロス 組成調査結果を用いた啓発実施（枚方市）	組成調査結果を示した上で、どのように感じたかについて、6割以上の市民が「手を付けていない食品がたくさん捨てられていることに驚いた」と回答し、また約3割が「もっとプラスチック製容器包装の分別回収に協力しようと思った」と回答している（枚方市ごみの減量・リサイクル等に関する市民・事業者アンケート調査報告書（平成28年3月））  <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 もっとプラスチック製容器包装の分別回収に協力しようと思った</td> <td>29.7%</td> </tr> <tr> <td>2 分別回収に協力したいが、どの程度の汚れなら資源ごみに出してよいのかわからない</td> <td>32.6%</td> </tr> <tr> <td>3 空き缶・空きびんの分別回数に協力しようと思った</td> <td>24.3%</td> </tr> <tr> <td>4 紙製容器包装（紙パック・段ボール・紙箱等）や新聞紙・雑誌・書籍類などの集団回収に協力しようと思った</td> <td>25.6%</td> </tr> <tr> <td>5 紙ごみの減量・分別に協力したいが、自分の住んでいる地域では集団回収の取り組みがあるのかわからない（または、集団回収の取り組みがない）</td> <td>6.2%</td> </tr> <tr> <td>6 衣類を捨てずにすむ方法があれば、実践したい</td> <td>32.7%</td> </tr> <tr> <td>7 十分に分別回収や集団回収などごみ減量に取り組んでいるので、これ以上の取り組みはなかなか難しい</td> <td>25.6%</td> </tr> <tr> <td>8 手を付けていない食品がたくさん捨てられていることに驚いた</td> <td>63.5%</td> </tr> <tr> <td>9 食品に手をつけないまま捨ててしまうことはよくある</td> <td>7.1%</td> </tr> <tr> <td>10 その他</td> <td>4.1%</td> </tr> <tr> <td>11 特に何も感じなかった</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>12 無回答</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	割合	1 もっとプラスチック製容器包装の分別回収に協力しようと思った	29.7%	2 分別回収に協力したいが、どの程度の汚れなら資源ごみに出してよいのかわからない	32.6%	3 空き缶・空きびんの分別回数に協力しようと思った	24.3%	4 紙製容器包装（紙パック・段ボール・紙箱等）や新聞紙・雑誌・書籍類などの集団回収に協力しようと思った	25.6%	5 紙ごみの減量・分別に協力したいが、自分の住んでいる地域では集団回収の取り組みがあるのかわからない（または、集団回収の取り組みがない）	6.2%	6 衣類を捨てずにすむ方法があれば、実践したい	32.7%	7 十分に分別回収や集団回収などごみ減量に取り組んでいるので、これ以上の取り組みはなかなか難しい	25.6%	8 手を付けていない食品がたくさん捨てられていることに驚いた	63.5%	9 食品に手をつけないまま捨ててしまうことはよくある	7.1%	10 その他	4.1%	11 特に何も感じなかった	1.1%	12 無回答	2.5%
項目	割合																										
1 もっとプラスチック製容器包装の分別回収に協力しようと思った	29.7%																										
2 分別回収に協力したいが、どの程度の汚れなら資源ごみに出してよいのかわからない	32.6%																										
3 空き缶・空きびんの分別回数に協力しようと思った	24.3%																										
4 紙製容器包装（紙パック・段ボール・紙箱等）や新聞紙・雑誌・書籍類などの集団回収に協力しようと思った	25.6%																										
5 紙ごみの減量・分別に協力したいが、自分の住んでいる地域では集団回収の取り組みがあるのかわからない（または、集団回収の取り組みがない）	6.2%																										
6 衣類を捨てずにすむ方法があれば、実践したい	32.7%																										
7 十分に分別回収や集団回収などごみ減量に取り組んでいるので、これ以上の取り組みはなかなか難しい	25.6%																										
8 手を付けていない食品がたくさん捨てられていることに驚いた	63.5%																										
9 食品に手をつけないまま捨ててしまうことはよくある	7.1%																										
10 その他	4.1%																										
11 特に何も感じなかった	1.1%																										
12 無回答	2.5%																										

取組	概要
プラスチック 容器包装プラスチック分別のわかりやすい広報	東京都練馬区のプラスチック分け方の例 金沢市 汚れの判定例 
プラスチック プラスチック一括回収・リサイクル実証事業（環境省）	家庭から排出されるプラスチック製容器包装とプラスチック製品を合わせて回収し、プラスチック製品等の効率的な回収システムの構築にあたっての技術的な課題や、回収にあたっての課題などを把握するために環境省が実施する実証事業（全国7都市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、富山市、広島市、北九州市で実施。）
食品ロス 食品ロス削減計画（国）	議員立法による「食品ロス削減推進法」が制定され、同法では、自治体に対し食品ロス削減推進計画の策定を求めている。 現在、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が議論されている。 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に記載された意義、削減目標等 [地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画の意義] ● 国が実施する施策に加えて、地方公共団体が地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要 ● 食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興等の観点から、重要な位置づけ ● 都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定することが望まれる [食品ロスの削減目標等] ● 食品ロス削減推進法及び基本方針の目指すところは「多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスを削減すること」 ● 国の目標は「2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減」（第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年7月）と整合） ● 「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%」
食品ロス 販売期限の延長による食品ロス削減効果に関する調査・社会実験（京都市）	市内の食品スーパー10店舗において、一部の加工食品を対象商品として、各店舗で定められている販売期限を、賞味期限・消費期限当日まで延長して販売し、商品廃棄数量等を実験前と比較することで、販売期限延長による食品ロスの削減効果を調査。 取組内容：賞味・消費期限の当日まで延長、実験期間：6月11日～10月31日 (1) 食品スーパーでの販売期限の延長に関する社会実験から導き出されたこと 10店舗全体の合計数量で、販売期限を延長していなかった昨年同時期のデータと比較により、以下の廃棄削減効果を確認した。また、販売期限の延長が、売上に与えるマイナスの影響はなかった。 1. 廃棄数量は、廃棄点数ベースで31.8%の削減効果^{*1}があった。 *1 昨年の廃棄数量率(0.24%)を今年の廃棄数量(3,781,546個)に換算して算出される想定数量(9,076個)に対する削減率 ・廃棄数量(実数): 9,084個 → 6,190個 2. 廃棄数量率^{*2}は、0.24%→0.16%に減少(良化) 廃棄金額率^{*3}は、0.34%→0.21%に減少(良化) *2 廃棄数量率(%)＝(廃棄数量/売上数量)×100、廃棄数量は中心の総重量としたものを示す指標 *3 廃棄金額率(%)＝(廃棄金額/売上金額)×100、廃棄金額は中心の総重量としたものを示す指標 3. 売上数量は約1%、売上金額は約2%それぞれ増加 ・売上数量: 3,751,705個 → 3,781,546個 ・売上金額: 498,202千円 → 506,383千円

課題③	ごみ減量や分別に関心のない層への啓発
市政だよりや回覧等を通じたこれまでの啓発方法ではアプローチが難しい「関心のない層」への啓発が必要である。SNS を通じた啓発等、これまでとは異なるアプローチを検討する必要がある。	

●現状

- 市政だより、市ウェブサイトでの情報提供や、毎年５月末に開催する東大阪市民環境フェスティバルや環境教育出前講座での啓発等を実施してきた。
- あわせて地域ごみ減量推進員や協力員との活動を通じて、地域での啓発も実施してた。
- これら啓発方法は、従来から市政に協力頂いている地域の方々や関心がある方に対しては十分効果があると考えられる。
- 一方で、「関心のない層」は、これまでの情報提供方法や啓発方法では、あまりアプローチができていないと考えられる。
- 一人暮らしの若中年層や子育て世帯等に効果的、かつ効率的に情報提供、啓発を行う方法を検討する必要がある。
- なお、ごみ減量等の環境配慮行動に係る啓発において、無関心層への働きかけの重要性と難しさは、古くからのテーマである。今後、実施する場合は、試行錯誤を繰り返していく必要があると考えられる。

●課題への対応例

取組	概要
ワケあり雑がみ部 (宮城県仙台市)	不要物を利用した作品やシステムづくりで知られるアーティストの藤浩志によるプロジェクト。仙台市のごみ分別区分のひとつである「雑がみ」をテーマとして、市民参加型の部活動「ワケあり雑がみ部」の活動を行っている。2017 年度に活動がスタートし、現在も継続中。  出典 : https://artnode.smt.jp/project/zatsugami 〈活動の様子がわかる関連リンク〉 https://artnode.smt.jp/report/20180215_2896

取組	概要															
食品小売店での キャンペーン (兵庫県神戸市)	日頃誰もが利用する食品小売店でのごみ減量に係るキャンペーンを実施。 商品棚「てまえどり」で食品ロス削減に向けたキャンペーンを実施 (生活協同組合コープこうべ・神戸市) 生活協同組合コープこうべと神戸市は、商品棚の手前に並べる販売期限が近い「値引き商品」の購入を促すキャンペーンを実施。食べられるのに廃棄される「食品ロス」の削減が狙い。 □ 商品棚手前の値引き商品などから購入する行動を「てまえどり」と銘打ち、市内34店舗で展開。 （「てまえどり」を呼び掛けるポスターと値引きシール） □ 販売期限切れが近い商品に「なくそう食品ロス！ すぐに食べるなら是非！」と記した値引きシールを作成・貼付。 ※貼付対象商品：値引きされる全ての商品（豆腐、うどん、パン、牛乳、鮮魚、精肉等） □ 買物かごにも「手前から取ってね」と呼び掛ける啓発ステッカーを貼付。 （キャンペーン専用値引きシール） （買物かご用啓発ステッカー） □ コープ山手の店頭では、賞味期限が5日後の豆腐と1日後の豆腐の味比べを実施。 間違える人も多く、「味はほとんど変わらない」とや「普段は後ろの商品を取る人が多い。その日に食べるものならもったいないので、手前から取るようにしたい」という声も聞かれた。 神戸市ウェブサイト（プレス）：http://www.city.kobe.lg.jp/information/press/2018/09/20180921190601.html コープこうべウェブサイト：https://www.kobe.coop.or.jp/ 出典：消費者庁ウェブサイト															
冷蔵庫買替 キャンペーン (鳥取県北栄町)	鳥取県北栄町では、ごみ減量をテーマとしたものではないが、省エネ家電の普及、電力消費量の大きい古い冷蔵庫の買替えにテーマを絞ったキャンペーンを実施。、ナッジ（人々が強制によってではなく自発的に望ましい行動を選択するよう促す仕掛けや手法のことを指す行動経済学の考え方）的な啓発を実施。 省エネ普及啓発事業 古い冷蔵庫を探せ! 冷蔵庫の買い替えをお手伝いします! 古い冷蔵庫の年間電力消費量は約900kWhにもなります。 最新モデル冷蔵庫の年間電力消費量は約200kWh近くです。古い冷蔵庫だけで年間1万円程度の電気代の節約につながります。 ちきゅうにやさしい (電力消費量 1/2以下) 町の電器屋さんも やさしい しっかり サポートします DENE 財布にやさしい (年間約1万円節約) <table><thead><tr><th>年次</th><th>容量</th><th>ドア数</th><th>年間消費電力</th><th>年間電気代</th></tr></thead><tbody><tr><td>2005年</td><td>450L</td><td>6</td><td>640kWh</td><td>16,000円</td></tr><tr><td>2014年</td><td>465L</td><td>6</td><td>220kWh</td><td>5,500円</td></tr></tbody></table> (※1kWh=25円として計算) 削減効果：約65% 差額：10,500円 電力消費量を削減することにより、ご家庭の電気代の節約につながることはもちろん、二酸化炭素排出量も削減されるので地球温暖化の防止にもつながります。 ご応募ください! 9月15日火 問い合わせ・応募先：北栄町住民生活課 TEL:37-5866 FAX:37-5339 1等 最新モデル冷蔵庫 2等 冷蔵庫購入割引券 (5万円分) 3等 冷蔵庫購入割引券 (3万円分) 4等 冷蔵庫購入割引券 (2万5千円分) 特別賞 当日会場で発表 ※おれが10の400 電器式にはまだしてない! 主催：北栄町商工会 共催：北栄町 《古い冷蔵庫を探せ! 応募券》 住所：北栄町 氏名： TEL： 冷蔵庫の製造年： ★現在家庭で使用している冷蔵庫の製造年をご記入ください。	年次	容量	ドア数	年間消費電力	年間電気代	2005年	450L	6	640kWh	16,000円	2014年	465L	6	220kWh	5,500円
年次	容量	ドア数	年間消費電力	年間電気代												
2005年	450L	6	640kWh	16,000円												
2014年	465L	6	220kWh	5,500円												
	出典：東京都 平成 29 年度行動科学を活用した家庭部門における省エネルギー対策検討会報告書（案） https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/home/cat8690/200300a20180215102653602.files/Tokyo_bireport_draft.pdf															

課題④	事業系ごみの減量、小規模事業者にわかりやすいごみ減量・資源化・適正処理
東大阪市内に多く立地する小規模事業者に対するわかりやすいごみ減量や資源化、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別等を進める必要がある。	

●現状

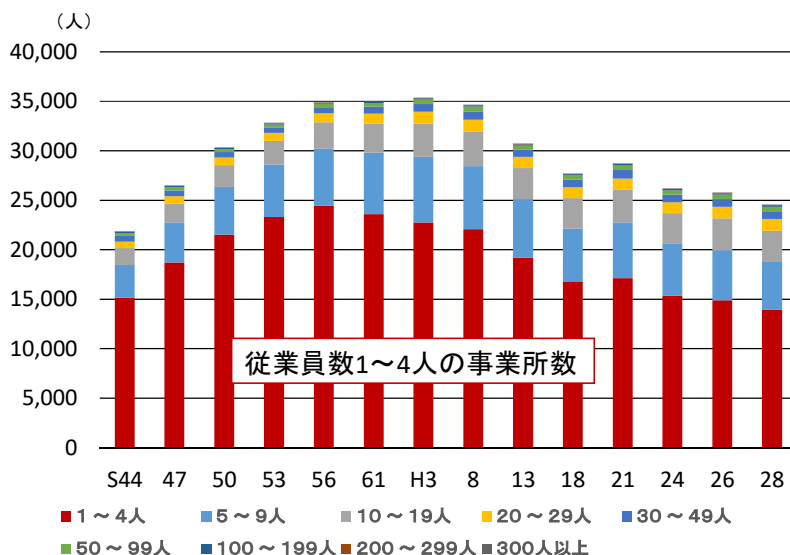
- 事業系ごみは、この数年間で1割以上の減量が行われている。
- それでも大阪府内10万人以上の22市中、少ない順で17番目であることから、ごみ量を減らす余地があるといえる。
- 事業所数は、現行計画の基準年である平成26年(2014年)と比べて、平成28年度で、約1,200事業所、約5%減少している。市内事業所は、製造業が多く、また従業員数1～4人の小規模事業所が大きな割合を占めている。

【ごみ量の変化(基準年=100として)】

年度	2013 H25	基準年 2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30
(年間日数)	365	365	366	365	365	365
人口	100.4	100.0	99.5	99.0	98.6	98.2
家庭ごみ	101.8	100.0	98.7	96.7	96.7	97.6
粗大系ごみ(不燃の小物・大型ごみ)	104.9	100.0	104.5	103.9	112.2	143.2
資源ごみ(あきかん・あきびん)	105.0	100.0	100.7	97.6	98.2	95.2
ペットボトル	106.9	100.0	107.7	111.7	117.6	127.4
白色トレイ						
プラスチック製容器包装	102.1	100.0	102.3	101.6	104.3	106.8
古紙類	95.5	100.0	104.8	96.5	92.2	99.2
廃蛍光管・廃乾電池	103.2	100.0	101.5	99.9	118.7	121.0
小型家電	-64.5	100.0	129.1	131.3	147.0	264.2
剪定枝						
資源ごみ	104.0	100.0	102.2	100.8	103.3	104.5
家庭系ごみ合計	102.1	100.0	99.3	97.5	98.2	101.1
集団回収	105.7	100.0	94.1	87.6	80.5	77.6
一般ごみ	99.4	100.0	98.2	92.2	89.1	90.2
粗大ごみ	100.8	100.0	104.1	101.3	60.6	70.4
資源ごみ	84.5	100.0	74.1	112.5	79.8	49.8
事業系ごみ合計	99.4	100.0	98.3	92.4	88.6	89.8
ごみ搬入量	100.9	100.0	98.8	95.2	93.8	95.9

市区町村名	総人口 (人)	事業系ごみ量		
		搬入量 (t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (少ない順)
大阪府	8,831,642	1,230,808	382	
富田林市	112,035	5,568	136	1
河内長野市	104,713	6,417	168	2
松原市	119,543	8,172	187	3
羽曳野市	111,221	7,721	190	4
大東市	121,609	8,851	199	5
寝屋川市	233,883	18,247	214	6
八尾市	267,581	20,971	215	7
枚方市	402,005	33,832	231	8
池田市	103,993	9,178	242	9
吹田市	379,246	35,699	258	10
和泉市	185,440	18,836	278	11
高槻市	350,145	35,703	279	12
豊中市	397,490	43,298	298	13
守口市	142,487	15,882	305	14
堺市	834,267	96,108	316	15
箕面市	135,765	16,737	338	16
東大阪市	498,099	76,728	422	17
門真市	121,936	19,433	437	18
茨木市	282,012	44,962	437	19
岸和田市	192,637	31,958	455	20
大阪市	2,713,157	548,403	554	21
泉佐野市	100,567	32,142	876	22

図表 9-1 東大阪市内の事業所数の推移（従業員人数別）



従業員区分	平成26年(2014年)	平成28年(2016年)	平成26年=100として
総数	25,839	24,644	95.4
1～4人	14,911	13,919	93.3
5～9人	5,041	4,905	97.3
10～19人	3,235	3,105	96.0
20～29人	1,148	1,193	103.9
30～49人	784	767	97.8
50～99人	459	462	100.7
100～199人	140	145	103.6
200～299人	31	25	80.6
300人以上	26	25	96.2

東大阪市の統計書より作成

●課題への対応例

取組	概要
小規模事業者 古紙回収 (大阪府摂津市 他)	大阪府摂津市では、中小企業基本法に定められた小規模事業所から排出された古紙について、平成14年7月から無料で分別収集している。古紙回収を希望する小規模事業所は、事前に登録し、予め設定された日に排出すれば、行政が無料で古紙を分別回収する。 他に市内各所に事業系古紙排出拠点を設置する自治体（八王子市）等もある。 
雑がみ分別開始 キット (京都市)	京都市では、事業所への分別指導時や窓口で、雑がみ分別開始キットと称し、事業所内でそのまま活用できる分別表やゴミ箱等に貼付ける分別表示をセットで配布している。また同様の原稿をウェブサイトでPDF配布し、分別を始める事業所や、従業員向けのわかりやすい表示の作成が難しい事業所が「すぐに使える」よう工夫されている。   

取組	概要
事業系ごみ分別検索サイト (神戸市)	神戸市では、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の判断が難しい品目等を含め、事業所から排出される品目をキーワードや業種で検索できる「事業系ごみ分別検索サイト」を運用している。  https://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/environment/enterprise/bizwastesearch/index.html
事業所のごみ処理訪問相談 (弘前市)	青森県弘前市では、事業所における「ごみの分別」や「一般廃棄物と産業廃棄物の区分」などごみ処理について不明な点に、事業所を訪問し答える制度を運用している。

課題⑤	事業系ごみ減量のための搬入検査充実、搬入手数料改定等
事業系ごみ減量を推進するために、東大阪都市清掃施設組合・大東市と連携し、搬入検査の充実、搬入手数料改定等を検討する必要がある。 ※平成 27 年→平成 28 年の許可業者搬入ごみ量の減少理由	

●現状

- （課題③と共通）

●課題への対応例

取組	概要
大阪府大阪市 徹底した搬入物検査	●搬入検査の充実及び検査結果に基づく許可業者を通じての排出事業者への指導 焼却工場における搬入物の検査 焼却工場へ搬入される事業系一般廃棄物の中には、産業廃棄物（主に乾式スチロールやペットボトルなどの廃プラスチック類）や資源化可能な紙類などの搬入不適合物の混入が懸念されることから、これらの搬入を防止するため、搬入物検査を実施しています。 検査において搬入不適合物が発見されれば収集業者から事後確認のうえ指導を行うとともに、ごみを排出した事業者に対して、大阪府から事業系産業廃棄物適正処理普及指導員等が個別に赴き、事業系産業廃棄物の適正区分・適正処理などについて指導指導を行っています。     出典：事業系ごみ適正処理ハンドブック（大阪市）
豊中市 クリーンランドと連携した目視検査の充実	事業系ごみの搬入物検査を強化！！ ダンボールや雑がみ、シュレッダーくずなど、リサイクルできる紙類や産業廃棄物などの不適正な搬入を防ぐため、クリーンランドで搬入物検査を実施しています。しかし、分別が徹底されておらず、写真のように不適物が混入しているケースが多々あります。中でも多いのが、弁当ガラやペットボトルなどの廃プラスチック類です。収集運搬業者に指導するとともに、不適物は持ち帰ってもらいます。搬入物検査実施後の再調査において不適物が見つかった場合は悪質と判断し、排出事業者を含め厳格に指導を実施します。     目視検査実施中 👁️👁️ 今年度から搬入物検査に加え、週三回、目視検査を行っています。目視検査は通常の排出作業を目視で確認するというものですが、不適物の確認は十分できます。不適物の混入を防ぐため、時間や回数の変更も検討しながら徹底して実施していきます。 適正処理のポイント ①一般廃棄物と産業廃棄物を区別し、社内で共有する  目視検査の様子 出典：豊中市事業所向け啓発誌 Renew〜リニュース〜H30/12月号

取組	概要							
大規模事業者への立入調査と搬入物検査 (横浜市)	横浜市の排出事業者に対する立入検査、搬入物検査の回数は非常に多く、次の通りとなっている。							
大規模事業所への立入調査件数								
年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数	2,668件	2,698件	2,785件	2,800件	2,792件	2,784件	2,804件	2,782件
調査件数	822件	865件	891件	878件	902件	882件	878件	817件

焼却工場での搬入物検査実績								
年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
検査台数	176,847台	185,475台	188,243台	184,958台	187,160台	190,894台	187,692台	193,732台
指導台数	406台	614台	606台	1,028台	1,031台	969台	577台	342台
持ち帰り台数	27台	47台	66台	63台	27台	38台	71台	19台

出典：横浜市ウェブサイト
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/ongen/data/dat29.html>

課題⑥	ごみ出しが困難な高齢者や障がい者への支援
東大阪市では、すでに「ふれあい収集」を行っているが、介護サービスを利用する高齢者の増加、障がい者の地域生活の拡充施策に対応するため、これまで以上のごみ出し支援が求められる。	

●現状

- 東大阪市では現在「家庭ごみ、あきかん・あきびん、不燃の小物、プラスチック製容器包装及びペットボトル」を対象にふれあい収集を実施している。
- 大型ごみの排出時、宅内からのごみ出しは行っていない。

●課題への対応例

取組	概要
敷地内、宅内からの大型ごみの搬出サービス (大阪市、枚方市、福岡市、北九州市等)	福岡市では「65 歳以上の高齢者、障がい者、その他特に必要がある方（妊婦など）で、粗大ごみを所定の場所まで持ち出すことができない方」を対象に有償で建屋内からの持出を行っている。屋内から持ち出して収集する場合は 1 個あたり 500 円、玄関前まで持ち出された場合は 1 個あたり 300 円。 北九州市では「高齢者（65 歳以上の方）、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）妊産婦（妊婦または産後 8 週間までの方）、傷病者（けがや病気で一時的に体力や体の機能が低下している方）、年少者（満 16 歳未満の方）、その他体力の面から、粗大ごみの持ち出しが困難と認められる方」を対象に行っている。有償で建屋内からの持出を 1 個あたり 500 円。
分別が難しい高齢者や障害者等の分別免除制度 (横浜市、日野市、水俣市 等)	水俣市では、分別が難しい市民に分別免除シールを配布し、排出時に貼付ける制度を運用している。 また、横浜市では、視覚障害者や認知症の方を主な対象として、分別免除シールを個別に配付、活用している。これらは高齢者向け収集サービスを利用せずに、自身でごみ出しを行いたいといったニーズに対応するものとして活用されており、広く広報は行っていません。 ▲水俣市分別免除シール (https://www.asahi.com/articles/photo/AS20171116005422.html)
わかりやすい簡易なごみ分別表	京都府城陽市では、ごみ分別やごみ減量について「やさしい日本語」を用いた冊子、映像を制作している。 東京都東大和市では文字数が少ない簡易版のごみ分別表を制作している。 出典：城陽市国際交流協会 https://www.jiea.jp/household_garbage2.html

課題⑦ 実効性のある災害廃棄物処理対策の推進

災害廃棄物処理計画の策定はもちろん、マニュアルの策定等、より実効性のある災害廃棄物処理対策を推進する必要がある。

●現状

- 災害廃棄物処理計画が未策定である。
- また計画だけでは、災害発生時の対応が難しいことから、仮置場候補地の選定や、市民啓発、また廃棄物処理業者や建設業者との連携強化、職員研修等を進める必要がある。

●課題への対応例

取組	概要
災害廃棄物処理計画策定モデル事業（近畿ブロック）の活用（近畿地方環境事務所）	環境省近畿地方環境事務所では、平成 29 年度から自治体向けに、災害廃棄物発生量推計、処理フロー等の作成を含むモデル事業を実施している。 （茨木市 有馬高槻断層帯地震 処理フロー） 出典：災害廃棄物処理計画策定モデル事業（近畿ブロック）報告書
職員向け災害廃棄物処理研修等の実施（堺市）	堺市では、災害廃棄物処理計画策定後、計画の実効性を高めるために、計画の周知、手順の確認、災害発生時の災害廃棄物処理の困難さの共有等を目的に、ワークショップや被災現場を知る方による講演等を実施する職員向け研修を行っている。 （堺市災害廃棄物処理研修 ワークショップの様子） ワーク 1 業務カードの選定 意見交換 他班との連携方法の検討 出典：堺市報告書

取組	概要
住民への事前広報	大規模災害時の災害廃棄物やごみの収集について、平時の広報を行うことで、災害発生時の混乱を低減する試みも行われている。 大規模災害時のこころがけ ※地震などの大規模な災害が発生した際の、「ごみ」と「し尿」の処理について、最低限知っておいていただきたい事項を記載してあります。 ごみ - 発災後、3日間はごみが出せません。  4日目からは、生ごみ、携帯トイレ、紙おむつ、衛生用品は出せるようになります。 (災害の規模や状況により、ごみが出せるようになるまでの日数は異なります。) 4日目から出せるごみ  生ごみ 携帯トイレ 紙おむつ 衛生用品 (資源循環推進課 ☎ 046-822-8469) し尿 - トイレに水を流し、自宅敷地内で下水が溢れていないことを確認し支障がなければ自宅のトイレを使用してください。ただし、道路で下水が溢れていたらトイレの使用は控えてください。集合住宅の場合は下階のお宅への影響にもご配慮ください。 - トイレで使用した紙は下水管に流さずに「燃せるごみ」に出してください。 - 自宅のトイレが使用できない場合は携帯トイレや仮設トイレを使用してください。 - 各家庭で市販の携帯トイレを7日分程度備蓄しておいてください。(1人1日当たり3～5袋を目安に用意してください。) - 災害時は、し尿のくみ取り、浄化槽の清掃を中断することがあります。 携帯トイレ  ビニール袋と凝固剤がセットになったもの 携帯トイレとは ビニール袋と凝固剤等がセットになっている「非常用トイレ」のことです。 ※地震、火災、風水害などで被災した場合のごみ処理については、市にご相談ください。 令和元年（2019年）9月作成 横須賀市資源循環部資源循環推進課 電話 046-822-8230 出典：横須賀市 ごみ辞典

東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う
基礎調査報告書

株式会社エックス都市研究所
大阪支店

大阪府大阪市淀川区西中島五丁目9番1号 新大阪花村ビル 8F
電話 06-6195-7464 FAX06-6195-7465